

瀬戸内市

第4次障がい者計画・第7期障がい福祉計画・

第3期障がい児福祉計画

【素 案】

令和6年 月

瀬戸内市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	4
5 障害者支援に関する近年の国の政策動向について	5
第2章 瀬戸内市における現状	8
1 障害者手帳所持者の推移	8
2 アンケート調査結果	16
3 アンケート調査結果等からみえる課題	23
第3章 計画の基本的な考え方	24
1 本市における障害者施策の基本理念と基本目標	24
2 基本方針に基づく計画の方向性	25
第4章 第7期障がい福祉計画	45
1 第6期障がい福祉計画の目標値の達成状況	45
2 成果目標と活動指標	48
3 障害福祉サービスの利用状況と利用見込み	54
4 地域生活支援事業の見込み量及び確保方策	59
第5章 第3期障がい児福祉計画	62
1 第2期障害児福祉計画の成果目標の達成状況	62
2 成果目標と活動指標	63
3 障害児福祉サービスの利用状況と利用見込み	65
第6章 計画の推進体制	67
1 計画の円滑な推進に向けて	67
資料編	69
1 瀬戸内市障害福祉計画等策定委員会設置要綱	3 策定の経緯
2 策定委員会委員名簿	4 用語解説

1 計画策定の背景と趣旨

瀬戸内市では、平成30年3月に「第3次障がい者計画」（平成30年度～令和5年度）を、令和3年3月には「第6期障がい福祉計画」と「第2期障がい児福祉計画」（令和3年度～令和5年度）を策定し、障がいの種類の有無と関係なく、障がいのある人が地域で自立した日常生活・社会生活を営むことができる「だれもがいきいきと 暮らせるまち」を目指して、障がい者施策の推進に取り組んできました。

国では、「障害者の権利に関する条例（障害者権利条約）」の批准に向け、平成19年の署名以降、必要な法律の整備が進められてきました。平成23年には障害者基本法が改正され、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」理念に基づき、障がい者の定義の見直しや地域社会における共生、差別の禁止、国際協調などが規定されたほか、平成24年には「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されました。平成25年には障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正・施行され、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」などの複数の法律の整備を経て、わが国は、平成26年1月に障害者権利条約を批准しました。令和3年度には、障害者差別解消法が改正され、事業者による障がいのある人への合理的配慮が義務づけられます（令和6年4月施行）。また、医療的ケア児やその家族に対する支援に関し、国や地方自治体等への責務を定めた「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。また、令和5年には、共生社会の実現に向け、障がい者の社会への参加、参画に向けた施策の一層の推進を図るため、「第5次障害者基本計画」が策定されました。

こうした中で、障がいがある人の高齢化と障がいの重度化が進む中、個人や世帯全体で複合的な課題を抱え、多様なニーズに対するきめ細やかな対応が求められており、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に個性を尊重し、一人ひとりが自立した社会で活躍できる環境整備や総合的な支援の充実の実現が求められています。

現行の計画である「第3次障がい者計画」「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」の計画期間が、令和5年度末で終了します。そのため、国の制度改正を十分に踏まえ、新たに令和6年度を初年度として「第4次障がい者計画」「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」を策定することとしました。

※本計画での「障害」の表記については、対象が「障がいのある人」や「障がいのある児童」などを示すときは「害」をひらがなで表記し、それ以外の障害の状態や法律用語等を示すときは、漢字で表記しています。

2 計画の位置付け

本計画は、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画が一体となった計画ですが、その中で障がい者計画は障害者基本法に基づく市町村障害者計画に該当し、障がいのある人の生活全般に係る施策の方向性を定める役割を担います。

一方、障がい福祉計画は、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画に該当し、障がい者計画に内包された生活支援施策(障がい福祉サービス等の見込量)の実施計画的な役割となります。

また、障がい児福祉計画は、児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画に該当し、障がい児通所支援及び障がい児相談支援等を提供するための体制が、具体的かつ計画的に図られるよう、数値目標及びサービス見込量等を定め、円滑な提供の促進をめざしています。

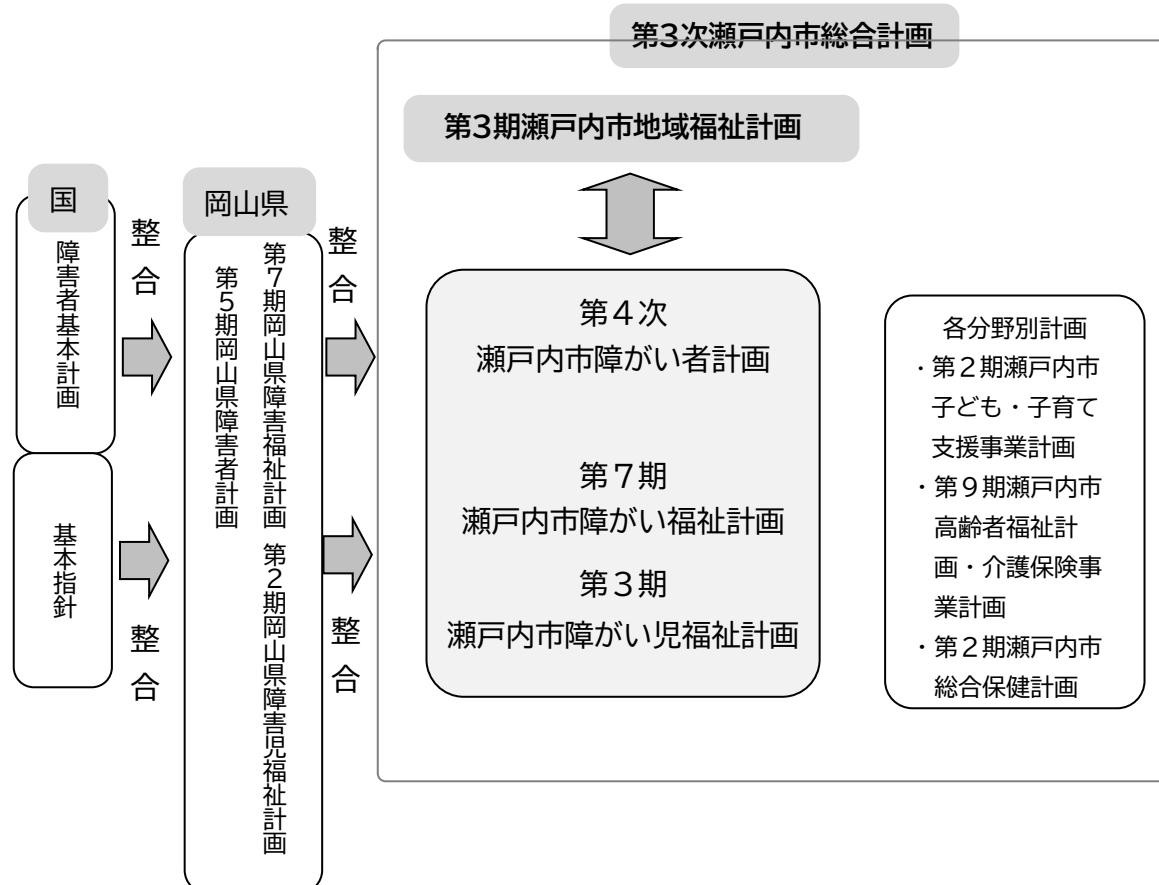
<根拠法>

◆瀬戸内市障がい者計画：障害者基本法第11条第3項「市町村障害者計画」

障がいのある人の生活全般に係る施策の方向性を定める計画

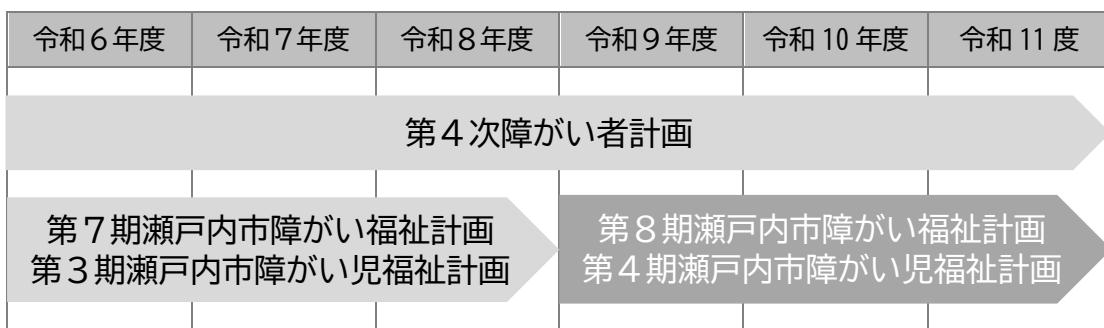
◆瀬戸内市障がい福祉計画：障害者総合支援法第88条第1項「市町村障害福祉計画」障がい福祉サービス等の見込量について定める計画

◆瀬戸内市障がい児福祉計画：児童福祉法第33条の20第1項「市町村障害児福祉計画」障がい児福祉サービス等の見込量について定める計画



3 計画の期間

国の基本指針に基づき、障がい者計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とし、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。3計画ともに社会情勢の変化や法改正の状況等に応じて、計画内容の必要な見直しを行うものとします。



4 計画の策定体制

(1) 委員会による検討

障がい者団体、事業者等、関係者から構成される瀬戸内市障害福祉計画等策定委員会を設置し、専門的な意見の集約を図り、計画を策定しました。

(2) アンケート調査等の実施

令和5年11月に実施した「瀬戸内市第4次障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定のためのアンケート調査」の結果」をもとに、報告書を作成しました。

【調査概要】

調査対象者	障がい者：瀬戸内市在住の障害者手帳をお持ちの方、また、福祉サービスの支給決定を受けている18歳以上の方を無作為抽出 障がい児：瀬戸内市在住の福祉サービスの支給決定を受けている18歳未満の方の保護者を対象に無作為抽出
調査期間	令和5年11月6日から11月20日まで
調査方法	郵送による配布・回収
送付件数	障がい者 390通、障がい児 110通
回収数	障がい者 208通（回収率 53%） 障がい児 63通（回収率 57%）

(3) パブリックコメントの実施

- 意見募集期間 令和6年●月●日から●月●日まで
- 意見の件数 ●●件
- 意見の公表 市ホームページで意見に対する回答を公表しました。

5 障がい者支援に関する近年の国の政策動向について

(1) 国における障がい福祉施策の動き

年	主な動き
平成 28年	<ul style="list-style-type: none">○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行<ul style="list-style-type: none">・不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供、自治体の差別解消の取組等○「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の施行（一部を除く）<ul style="list-style-type: none">・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等○「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」の施行<ul style="list-style-type: none">・利用促進委員会等の設置、利用促進に関する施策 等○「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行<ul style="list-style-type: none">・切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築 等
平成 30年	<ul style="list-style-type: none">○「障害者基本計画（第4次）」策定○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（障害者総合支援法）」の施行（一部平成28年6月施行）<ul style="list-style-type: none">・障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等○「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）」の施行<ul style="list-style-type: none">・障害者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保 等
令和 元年	<ul style="list-style-type: none">○「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」の施行
令和 2年	<ul style="list-style-type: none">○「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法）」の施行（一部令和元年6月、9月施行）<ul style="list-style-type: none">・障害者の短時間雇用に対する特例給付金の支給、障害者雇用に対する優良事業者の認定制度の創設 等
令和 3年	<ul style="list-style-type: none">○障害者差別解消法の改正<ul style="list-style-type: none">・合理的配慮の提供義務の拡大（国や自治体のみから民間事業者も対象に）○医療的ケア児支援法の施行<ul style="list-style-type: none">・医療的ケア児が居住地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
令和 4年	<ul style="list-style-type: none">○「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律）」の施行<ul style="list-style-type: none">・障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進 等
令和 5年	<ul style="list-style-type: none">○障害者基本計画（第5次）<ul style="list-style-type: none">・障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援や、課題に対応したサービス提供体制の整備、地域共生社会の実現に向けた取組などに配慮 等

(2) 国が示す基本指針

国が示す基本指針は、障害者総合支援法第87条第1項及び児童福祉法第33条の19の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及びその他自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的としています。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、この基本指針に即して、市町村・都道府県が作成することになります。

〈国が示す基本指針の主な項目〉

項目	内容
① 入所等から地域生活への移行、地域における生活の維持及び継続の推進	<ul style="list-style-type: none">・重度障害者等への支援に係る記載の拡充・障害者総合支援の改正に係る地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none">・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、包括的かつ継続的な地域生活支援体制を整備する・精神障害者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性
③福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none">・一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定等・就労選択支援の創設への対応・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応・地域における障害者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組の推進
④障害児のサービス提供体制の計画的な構築	<ul style="list-style-type: none">・児童発達支援センターの地域支援機能の強化による地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進・医療的ケア児等の支援に対する総合的な支援体制の構築
⑤発達障がい者等支援の一層の充実	<ul style="list-style-type: none">・発達障がい者等に対する支援に関して、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制の充実
⑥相談支援体制の充実・強化等	<ul style="list-style-type: none">・基幹相談支援センターの設置等の推進・協議会の活性化に向けた成果目標の新設
⑦障がい者等に対する虐待の防止	<ul style="list-style-type: none">・障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、責任者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進

項目	内容
⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組	・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、市町村による包括的な支援体制の構築の推進
⑨障害福祉サービス等の質の向上	・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修などの実施を活動指針に追加
⑩障がい福祉人材の確保	・障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に、関係者が協力して取り組む
⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい児者福祉計画の策定	・データに基づいた、地域における障害福祉の状況を正確に把握し、障がい児者にとって身近な地域で支援が受けられるよう事業所整備を進める観点からの、よりきめ細かいニーズ把握
⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進	・障害特性に配慮した意思疎通支援及び支援者の養成等の促進

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定にあたっては、この基本指針をベースとしつつ、本市の状況やニーズ等を踏まえた上で、本市の計画の目指す姿や方向性、具体的な成果目標等を定めます。

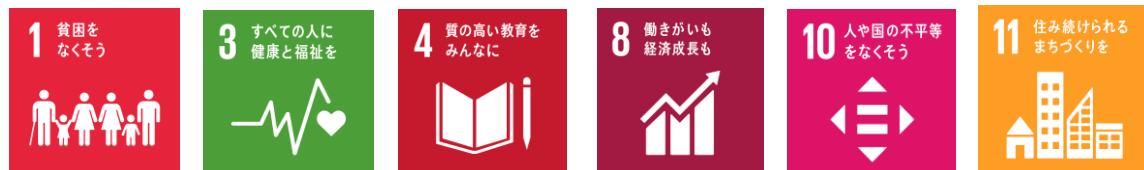
(3) 計画とSDGs

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年（平成27年）国連サミットにおいて採択された持続可能な世界を実現するため世界の開発目標です。2030年を目標達成年度として、「だれ一人取り残さない、持続可能な多様性と包摶性のある社会」の実現を目指しており、17の目標と169の指標から構成されています。

障がいの有無にかかわらず、地域で共に安心して暮らせる共生のまちづくりを実現するための取組は、SDGsの17の目標（ゴール）のうち、「3 すべての人に健康と福祉を」など、6つのゴールに関連します。

本計画は、SDGs達成へ向けた取り組みを意識した障がいに関する福祉施策を実施し、各事業を推進していきます。

◆本計画が目指すSDGsのゴール



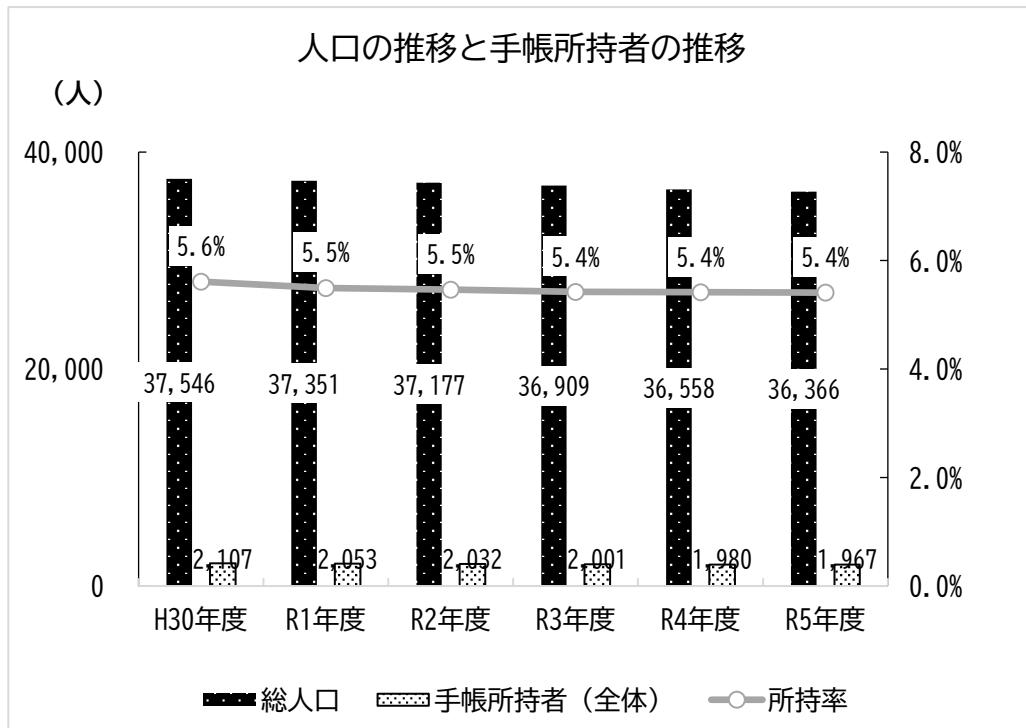
瀬戸内市における現状

1 障害者手帳所持者の推移

(1) 人口の推移と手帳所持者数の推移

① 人口の推移と手帳所持者数の推移

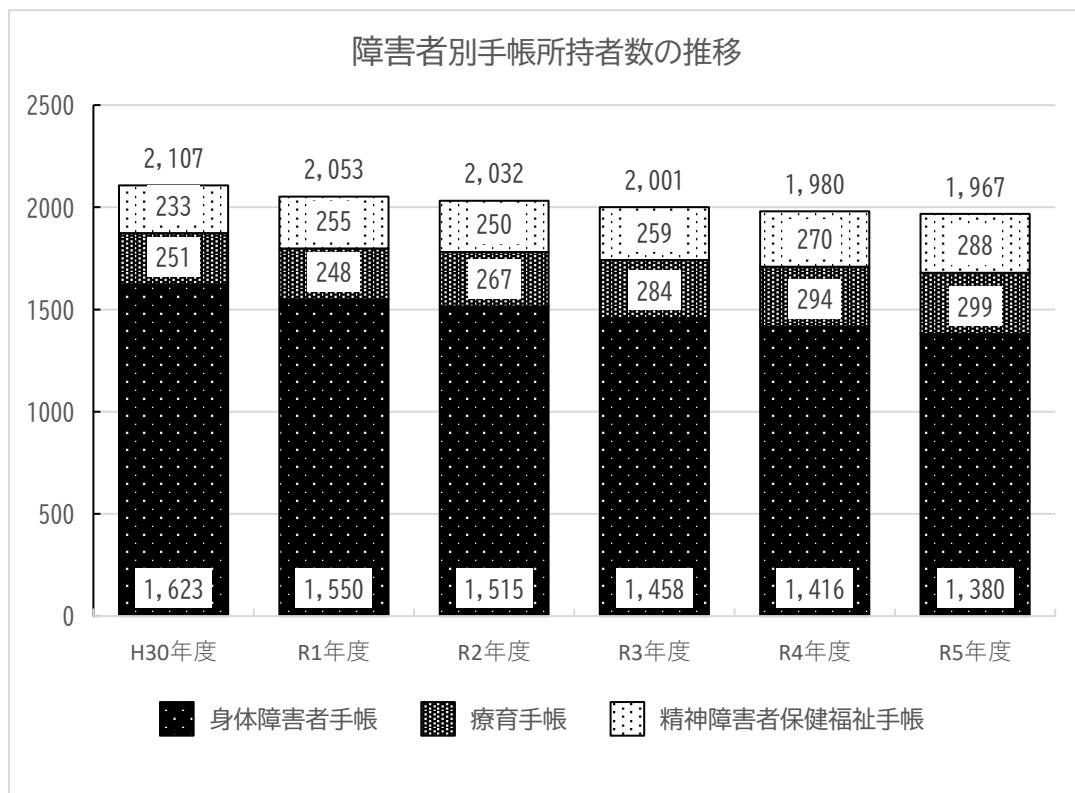
総人口は減少傾向にあり、令和5年では36,366人となっています。また、障害者手帳所持者数も年々減少し、令和5年では1,967人となっています。



資料：人口は住民基本台帳（各年4月1日現在）、障害者手帳所持者数は府内調べ（各年4月1日現在）

② 障害別手帳所持者数の推移

障害別手帳所持者数の推移をみると、令和5年では身体障害者手帳所持者は1,380人、療育手帳所持者は299人、精神障害者保健福祉手帳所持者は288人となっています。



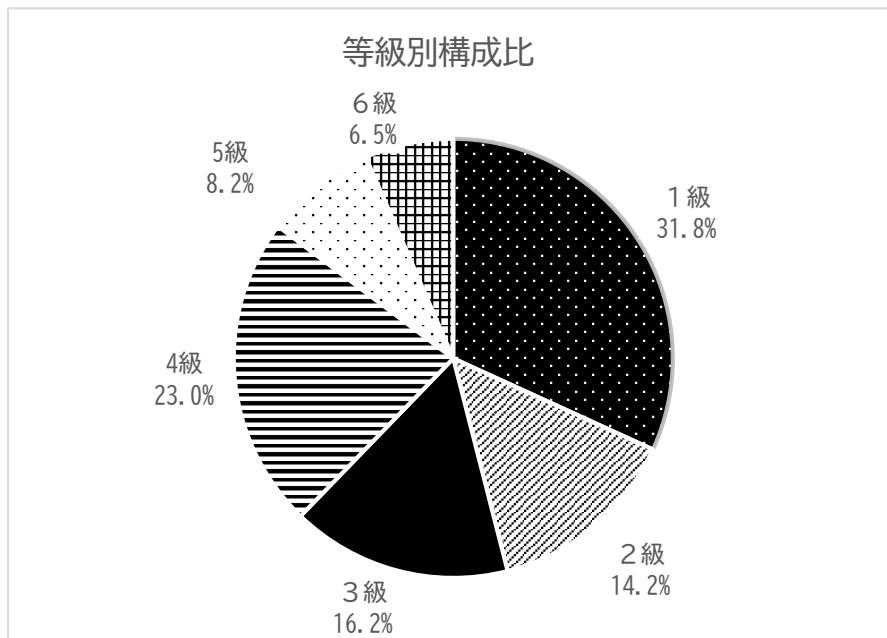
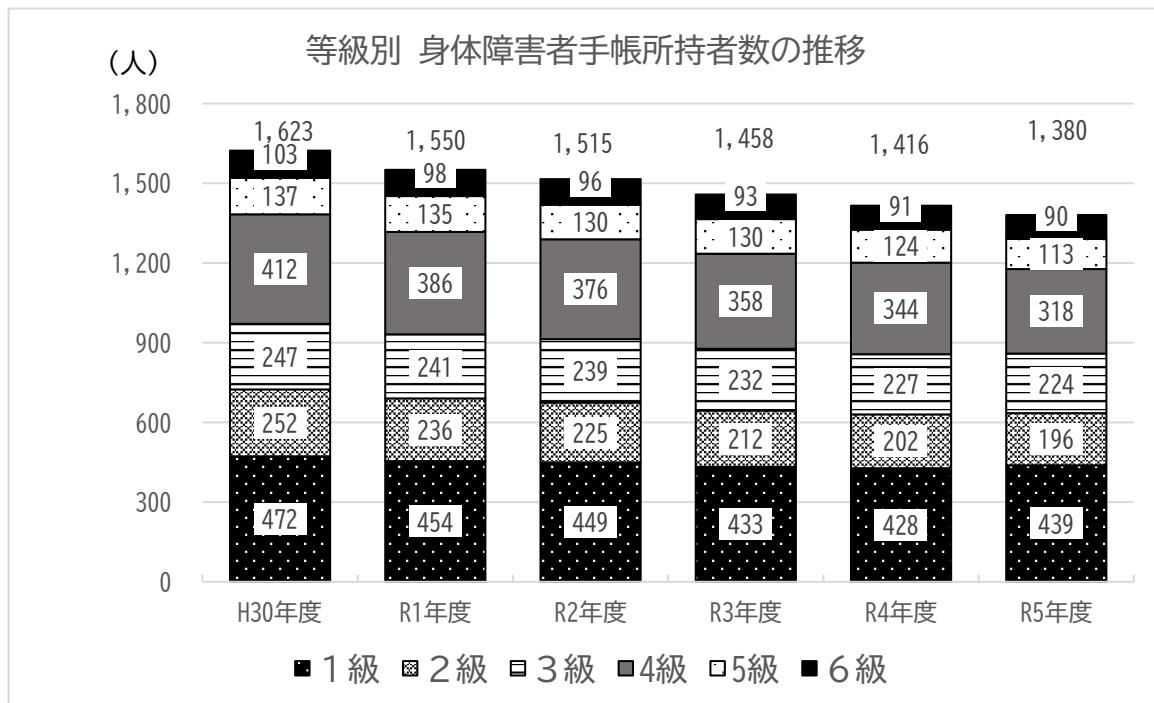
資料：福祉課（各年 4月 1日現在）

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

①等級別・年齢別の推移

等級別の身体障害者手帳所持者数をみると、令和5年では「1級」が439人で最も多く、次いで「4級」が318人、「3級」が224人と続いています。

年齢別の身体障害者手帳所持者数をみると、令和5年では20歳未満が1.2%、20歳～64歳が19.3%、65歳以上が約79.5%となっています。



資料：福祉課（令和5年4月1日現在）

年齢別 身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
20 歳未満	25	17	18	17	16	17
20 歳～64 歳	310	308	274	260	246	266
65 歳以上	1,288	1,225	1,223	1,181	1,154	1,097
合計	1,623	1,550	1,515	1,458	1,416	1,380

資料：福祉課（各年 4 月 1 日現在）

等級別・年齢別 身体障害者手帳所持者数

単位：人

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
20 歳未満	9	4	2	1	0	1	17 1.2%
20 歳～64 歳	94	48	45	40	20	19	266 19.3%
65 歳以上	334	146	178	275	93	71	1,097 79.5%
合計	437	198	225	316	113	91	1,380 100.0%

資料：福祉課（令和 5 年 4 月 1 日現在）

②障がい部位別の推移

障がい部位別の身体障害者手帳所持者数の推移をみると、令和 5 年では「肢体不自由」が 756 人と最も多く、次いで「内部障がい」が 455 人、「聴覚・平衡機能障がい」が 82 人と続いている。また、「内部障がい」は増減を繰り返していますが、その他は減少傾向にあります。

障がい部位別 身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
視覚障がい	106	96	88	87	82	77
聴覚・平衡機能障がい	91	85	84	83	82	82
音声・言語・咀嚼機能障がい	16	14	14	11	11	10
肢体不自由	967	915	875	826	791	756
内部障がい	443	440	454	451	450	455
合計	1,623	1,550	1,515	1,458	1,416	1,380

資料：福祉課（各年 4 月 1 日現在）

障がい部位別・年齢別 身体障害者手帳所持者数

単位：人

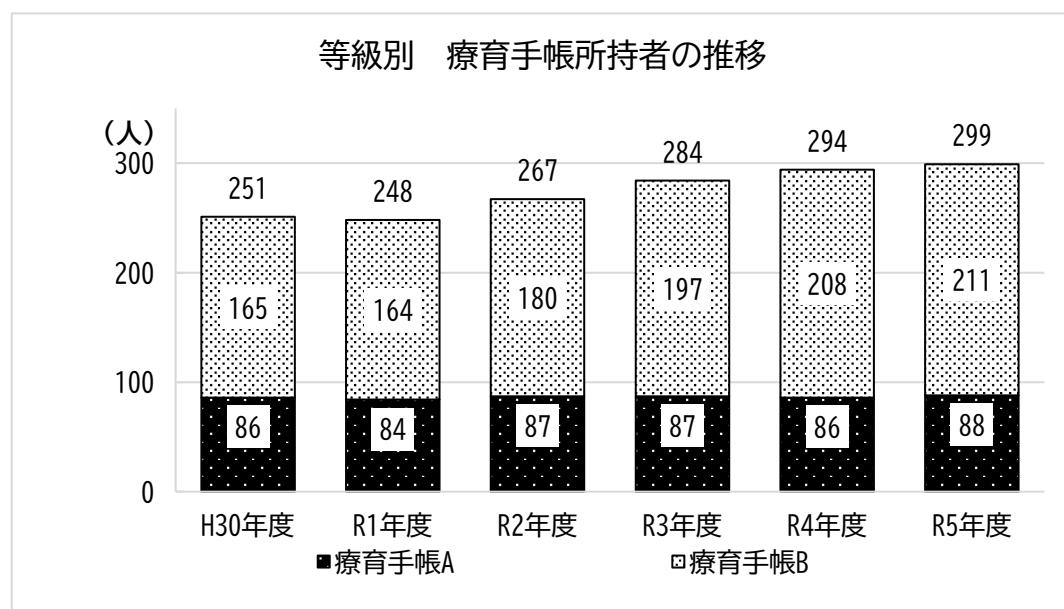
	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語・咀嚼機能障がい	肢体不自由	内部障がい
20歳未満	0	1	0	12	4
20歳～64歳	11	21	2	148	81
65歳以上	66	60	8	596	374
合計	77	82	10	756	455

資料：福祉課（令和5年4月1日現在）

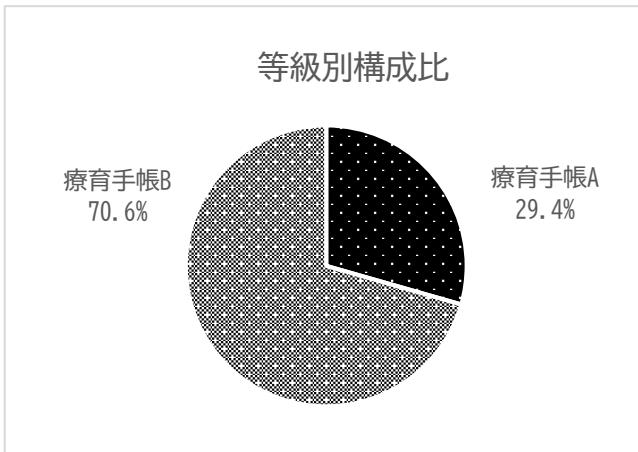
（3）療育手帳所持者の状況

等級別の療育手帳所持者数の推移をみると、令和5年では「療育手帳A」が88人、「療育手帳B」が211人となっています。

また、年齢別の療育手帳所持者数の推移をみると、令和5年では20歳～64歳が約6割占めています。



資料：福祉課（各年4月1日現在）



資料：福祉課（令和5年4月1日現在）

年齢別 療育手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
18 歳未満	55	60	61	73	76	61
18 歳～64 歳	174	163	184	188	194	184
65 歳以上	22	25	22	23	24	22
合計	251	248	267	284	294	267

資料：福祉課（各年 4 月 1 日現在）

等級別・年齢別 療育手帳所持者数

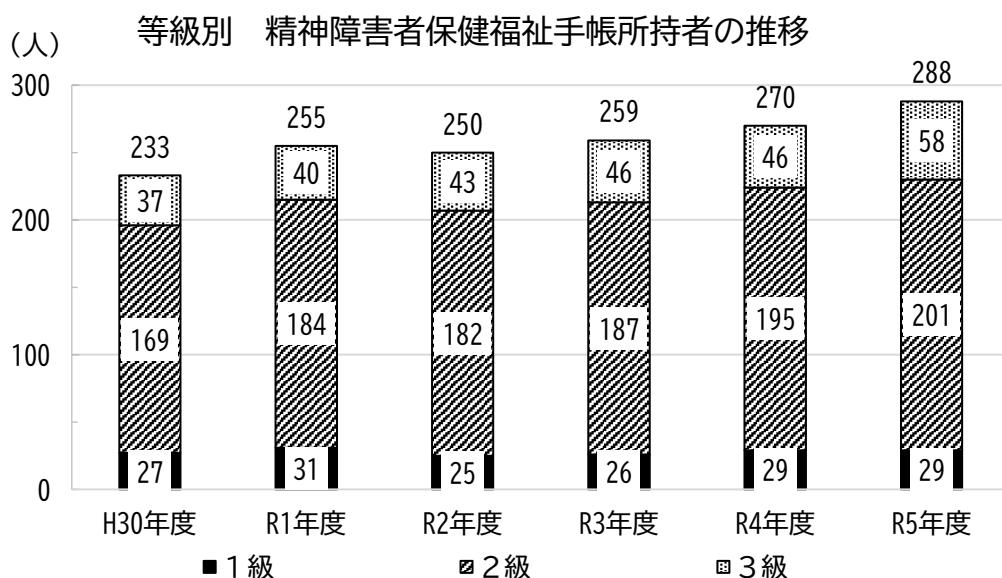
単位：人

	療育手帳A		療育手帳B		合計	
20 歳未満	20 人	6.7%	63 人	21.1%	83 人	27.8%
20 歳～64 歳	63 人	21.1%	130 人	43.5%	193 人	64.5%
65 歳以上	9 人	3.0%	14 人	4.7%	23 人	7.7%
合計	92 人	30.8%	207 人	69.2%	299 人	100.0%

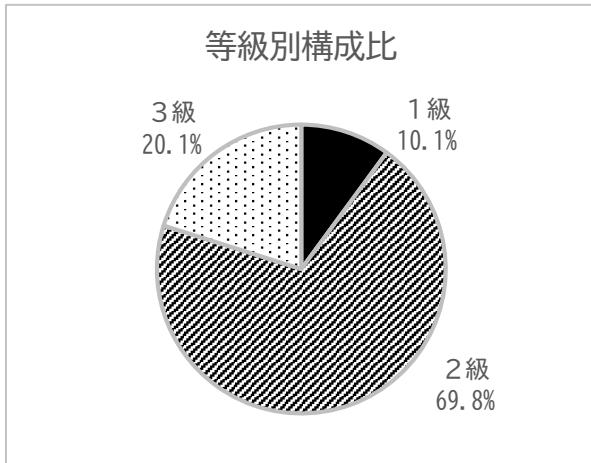
資料：福祉課（令和 5 年 4 月 1 日現在）

（4）精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数をみると、年々増加しており、令和 5 年では「2 級」が 201 人で最も多く、次いで「3 級」が 58 人、「1 級」が 29 人となっています。



資料：福祉課（各年 4 月 1 日現在）



資料：福祉課（令和5年4月1日現在）

年齢別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
20歳未満	7	8	7	4	4	4
20歳～64歳	200	229	246	221	222	246
65歳以上	36	36	39	34	44	38
合計	243	273	292	259	273	288

資料：福祉課（各年4月1日現在）

等級別・年齢別 精神障害者保健福祉手帳所持者数

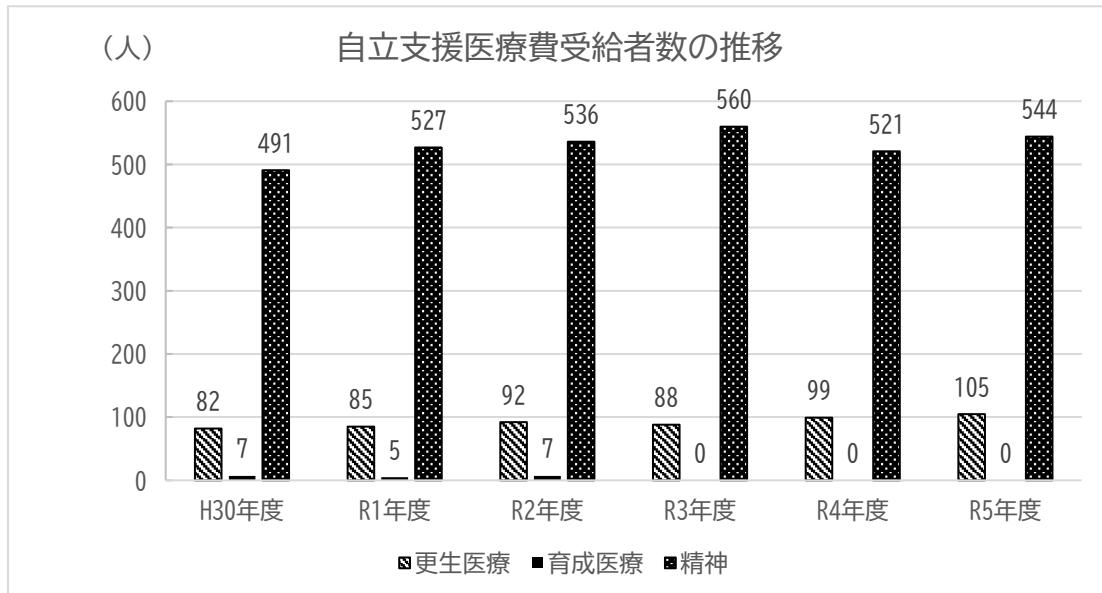
単位：人

	1級		2級		3級		合計	
20歳未満	0	0.0%	1	0.3%	3	1.0%	4	1.4%
20歳～64歳	17	5.9%	178	61.8%	51	17.7%	246	85.4%
65歳以上	12	4.2%	22	7.6%	4	1.4%	38	13.2%
合計	29	10.1%	201	69.8%	58	20.1%	288	100.0%

資料：福祉課（令和5年4月1日現在）

(5) 自立支援医療費受給者の状況

自立支援医療費受給者数の推移をみると、令和5年では「更生医療」は105人、「育成医療」は0人、「精神通院医療」は544人となっており、増加傾向にあります。



自立支援医療費受給者数の推移

単位：人

	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
更生医療	82	85	92	88	99	105
育成医療	7	5	7	0	0	0
精神通院医療	491	527	536	560	521	544

資料：福祉課（各年 4 月 1 日現在）

(6) 難病患者者の状況

平成 25 年に障害者総合支援法に定める障がい者の対象に、難病のある人等が加わり、130 疾病が障がい福祉サービス、相談支援等の対象となりました。平成 26 年度から対象疾病の拡大が順次図られ、令和 3 年度では対象となる疾病が 366 疾病まで拡大されました。令和 6 年度より新たに 3 疾病追加となり、369 疾病となる予定です。

難病患者数の推移

単位：人

	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
特定疾患・指定難病医療受給者証所持者数	324	341	361	342	359

資料：備前保健所東備支所（各年 3 月 31 日現在）

2 アンケート調査結果

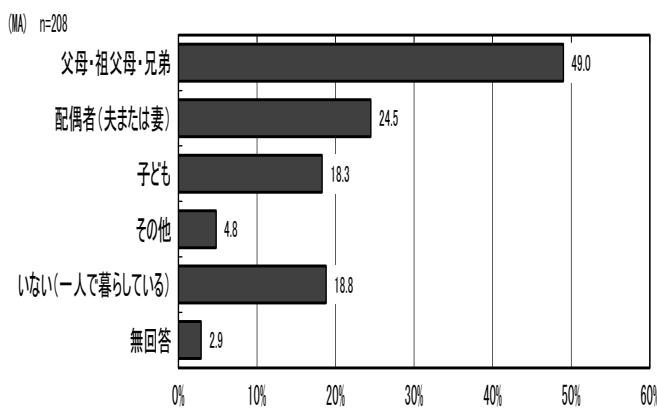
(1) 日常生活、暮らしについて

① 家族構成

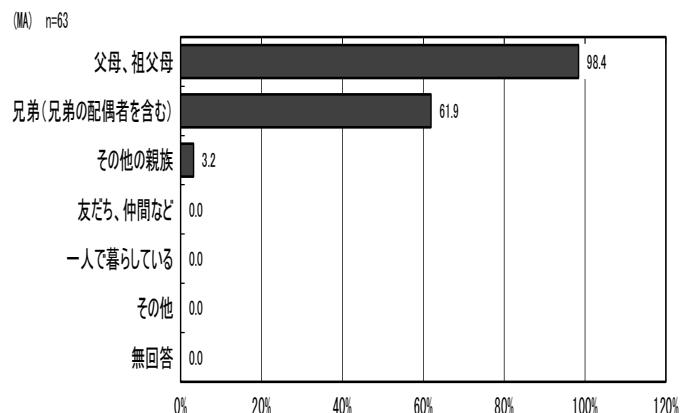
障がい者では、「父母・祖父母・兄弟」が49.0%で突出しています。「配偶者（夫または妻）」が24.5%、「いない（一人で暮らしている）」が18.8%で続いています。

障がい児では、「父母、祖父母」が98.4%で最も高くなっています。次いで「兄弟（兄弟の配偶者を含む）」が61.9%、「その他の親族」が3.2%で続いています。

【障がい者】



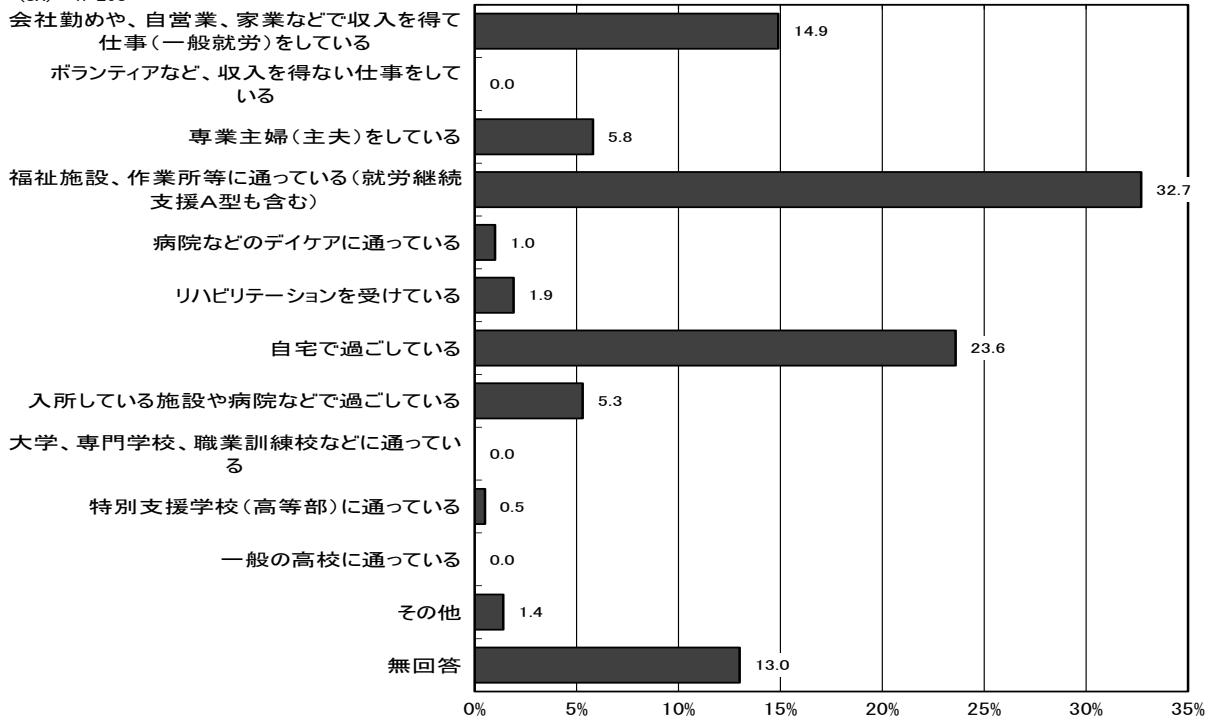
【障がい児】



② 平日の昼間の過ごし方

「福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援A型も含む）」が32.7%で最も高くなっています。次いで「自宅で過ごしている」が23.6%、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事（一般就労）をしている」が14.9%で続いています。

(SA) n=208

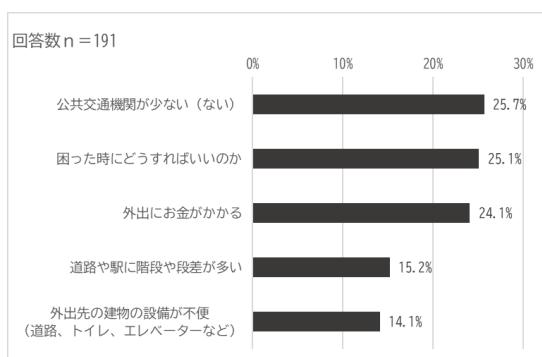


③ 外出の際に困ること（上位5つ）

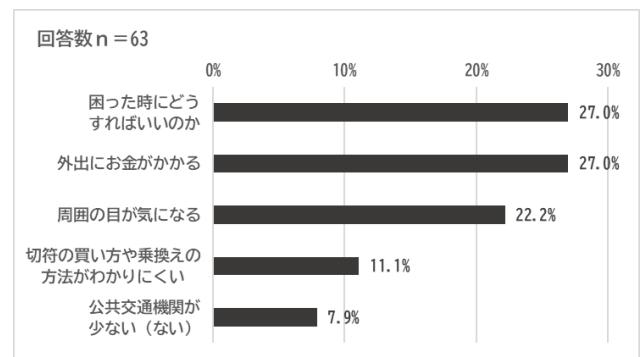
障がい者では、「公共交通機関が少ない（ない）」が25.7%で最も高くなっています。次いで「困った時にどうすればいいのか心配」が25.1%、「外出にお金がかかる」が24.1%で続いています。

障がい児では「外出にお金がかかる」及び「困ったときにどうすればいいのか心配」が27.0%と最も高くなっています。次いで、「周囲の目が気になる」が22.2%で続いています。

【障がい者】



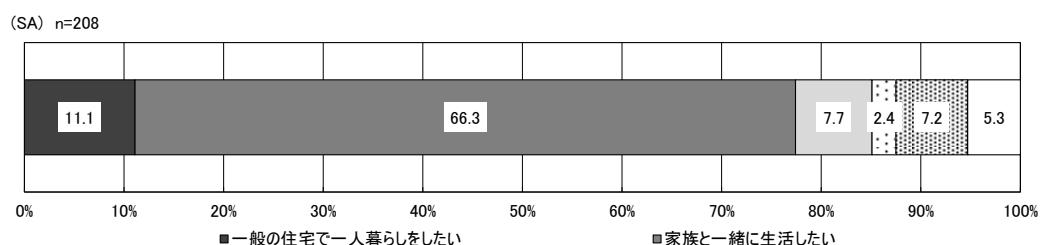
【障がい児】



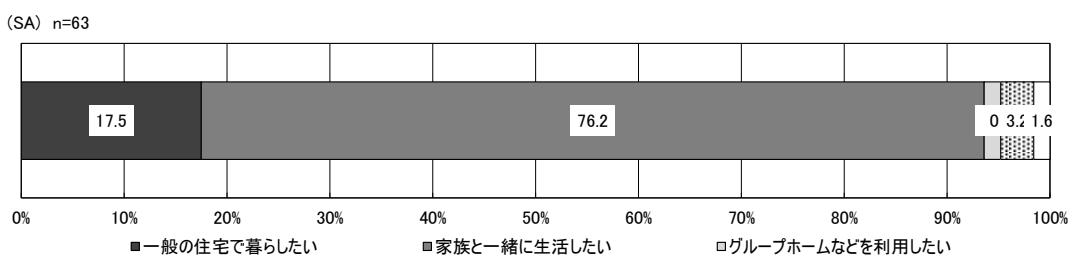
④ 将来に希望する暮らし方

障がい者では、「家族と一緒に生活したい」が66.3%で突出しています。「一般の住宅で一人暮らしをしたい」が11.1%、「グループホームなどを利用したい」が7.7%で続いています。障がい児では、「家族と一緒に生活したい」が76.2%で突出しています。「一般の住宅で暮らしたい」が17.5%、「その他」が3.2%で続いています。

【障がい者】



【障がい児】

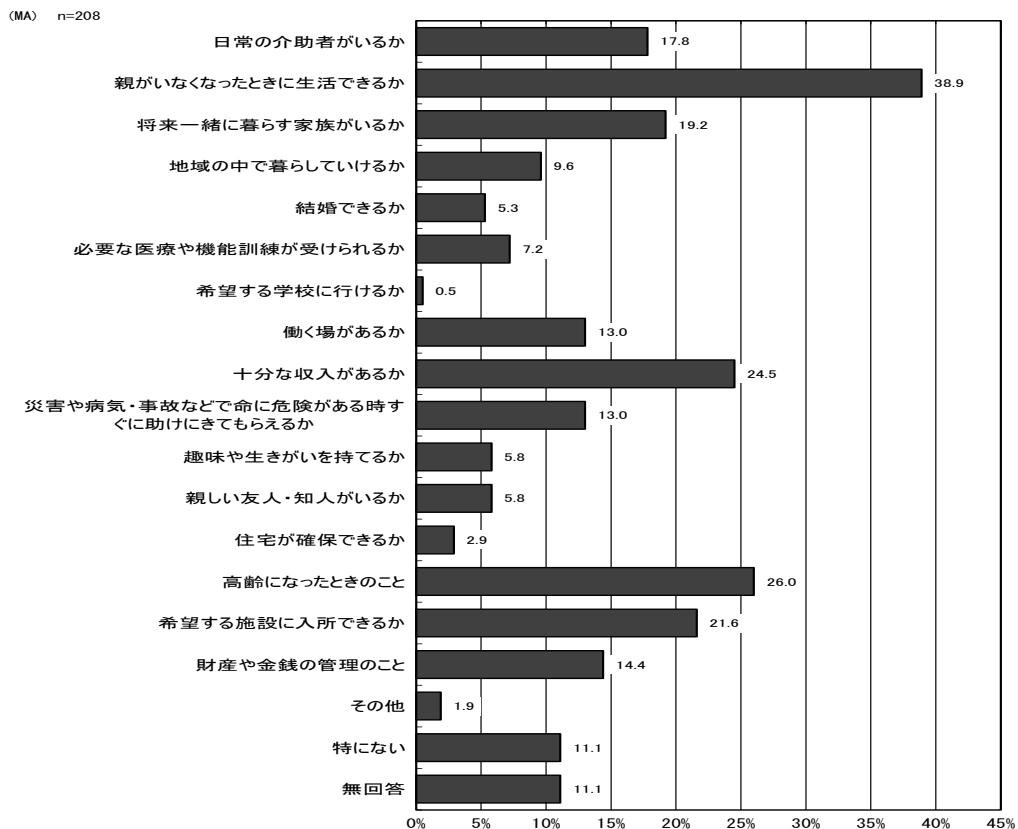


(2) 相談支援について

① 普段の悩みや困ったことについて

【障がい者】

「親がいなくなったときに生活できるか」が38.9%で最も高くなっています。次いで「高齢になったときのこと」が26.0%、「十分な収入があるか」が24.5%で続いています。

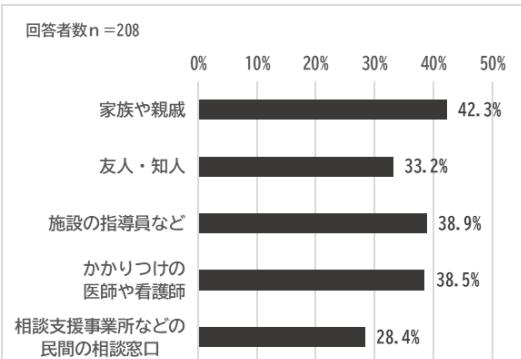


② 主な相談相手（上位5つ）

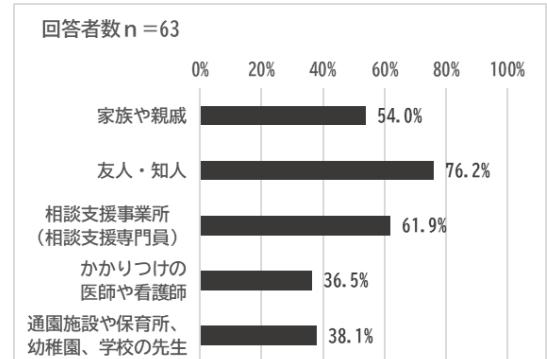
障がい者では、「家族や親せき」が62.0%で突出しています。「かかりつけの医師や看護師」が28.4%、「施設の指導員など」が22.1%で続いています。

障がい児では、「家族や親戚」が87.3%で最も高くなっています。次いで「通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生」が69.8%、「相談支援事業所（相談支援専門員）」が46.0%で続いています。

【障がい者】



【障がい児】



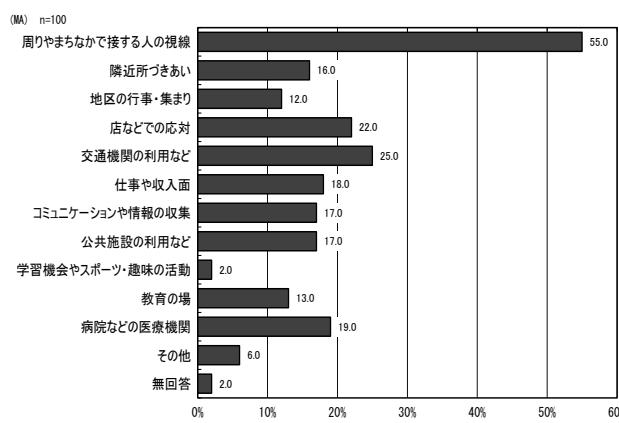
(3) 権利擁護について

① 障がいのことでの差別や人権侵害（上位5つ）

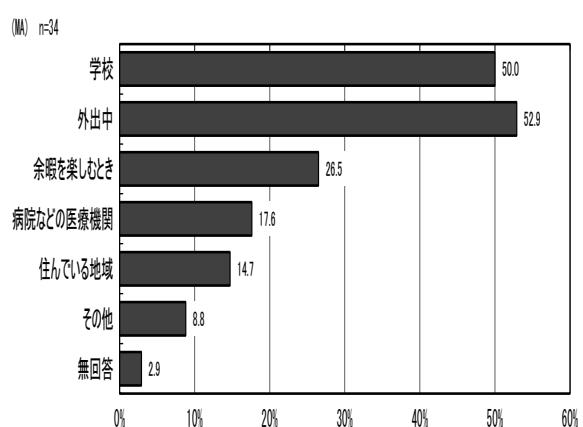
障がい者では、「周りやまちなかで接する人の視線」が55.0%で突出しています。「交通機関の利用など」が25.0%、「店などの応対」が22.0%で続いています。

障がい児では、「外出中」が52.9%、「学校」が50.0%で群を抜いて高くなっています。「余暇を楽しむとき」が26.5%で続いています。

【障がい者】



【障がい児】

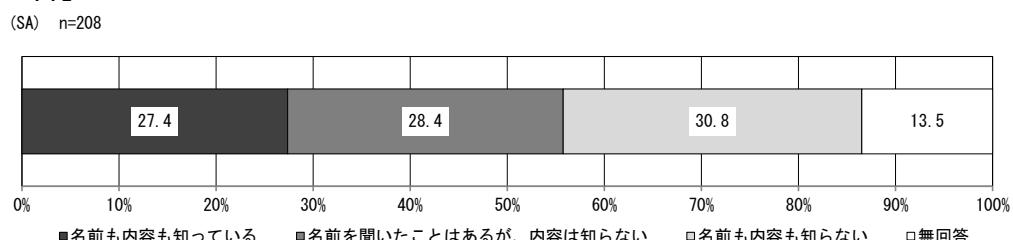


② 成年後見制度の認知度

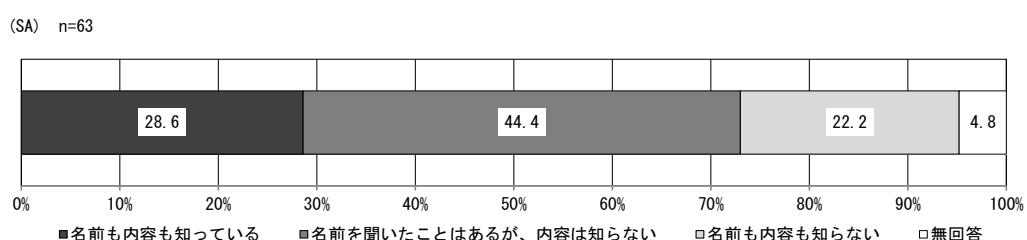
障がい者では、「名前も内容も知らない」の割合が29.3%と最も高く、次いで「名前も内容も知っている」の割合が28.3%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」の割合が27.8%となっています。

障がい児では、「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」が44.4%で最も高く、次いで「名前も内容も知っている」が28.6%となっています。

【障がい者】



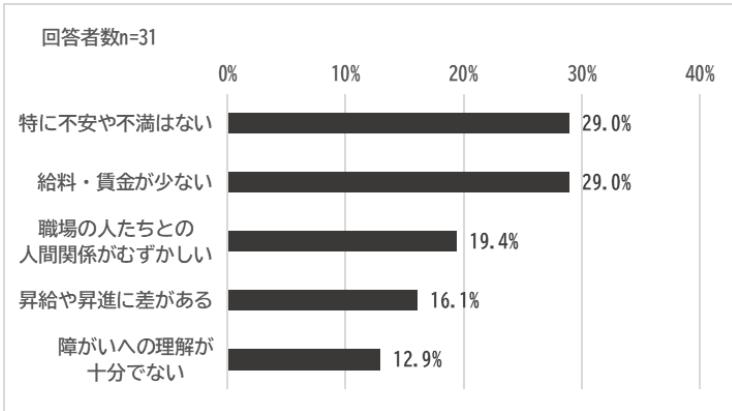
【障がい児】



(4) 就労について

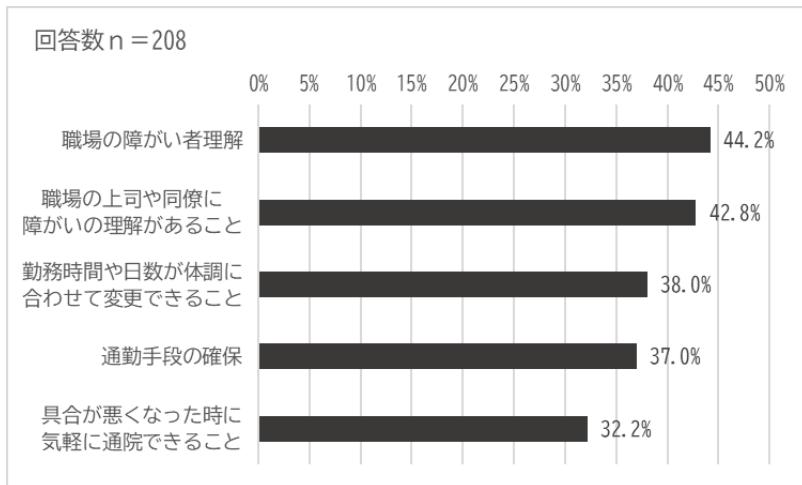
① 仕事をする上での不安や不満の内容（上位5つ）

障がい者では、「給料・賃金が少ない」及び「特に不安や不満はない」が29.0%と最も高くなっています。次いで、「職場の人たちとの人間関係がむずかしい」が19.4%で続いています。



② 就労に必要な支援（上位5つ）

障がい者では、「職場の障がい者理解」が44.2%で最も高くなっています。次いで「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が42.8%、「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」が38.0%で続いています。



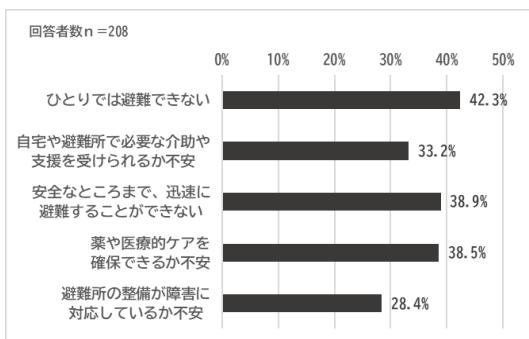
(5) 防犯・防災について

①地震等の災害が起きたときの不安について

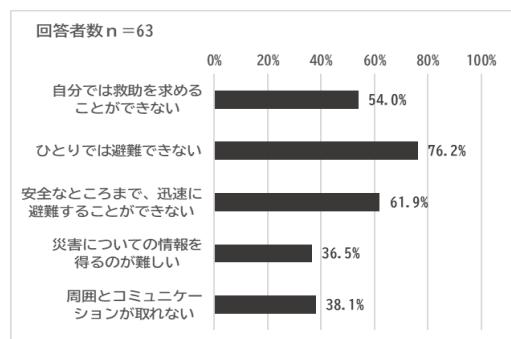
障がい者では、「ひとりでは避難できない」が42.3%で最も高くなっています。次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」が38.9%、「薬や医療的ケアを確保できるか不安」が38.5%で続いています。

障がい児では、「ひとりでは避難できない」が76.2%で最も高くなっています。次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」が61.9%、「自分で救助を求めることができない」が54.0%で続いています。

【障がい者】



【障がい児】

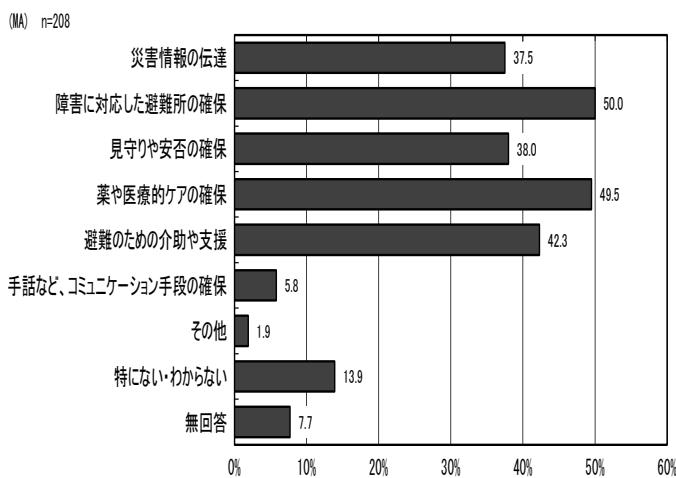


②災害が起きたときの支援について

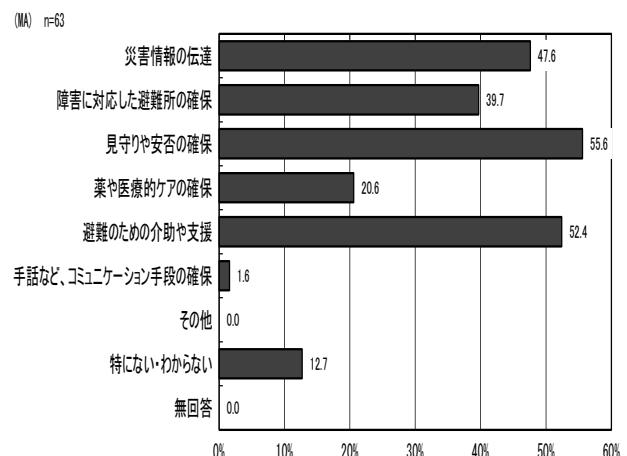
障がい者では、「障害に対応した避難所の確保」が50.0%で最も高くなっています。次いで「薬や医療的ケアの確保」が49.5%、「避難のための介助や支援」が42.3%で続いています。

障がい児では、「見守りや安否の確保」が55.6%で最も高くなっています。次いで「避難のための介助や支援」が52.4%、「災害情報の伝達」が47.6%で続いています。

【障がい者】



【障がい児】

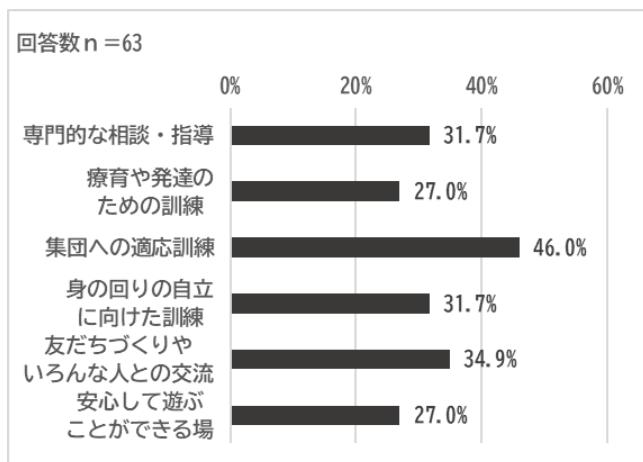


(5) 療育について

①学校・園などで生活を送る上で、充実してほしいことについては、「集団への適応訓練」が46.0%で最も高くなっています。次いで「友だちづくりやいろんな人の交流」が34.9%、「専門的な相談・指導」が31.7%で続いています。

【障がい児童の保護者対象】

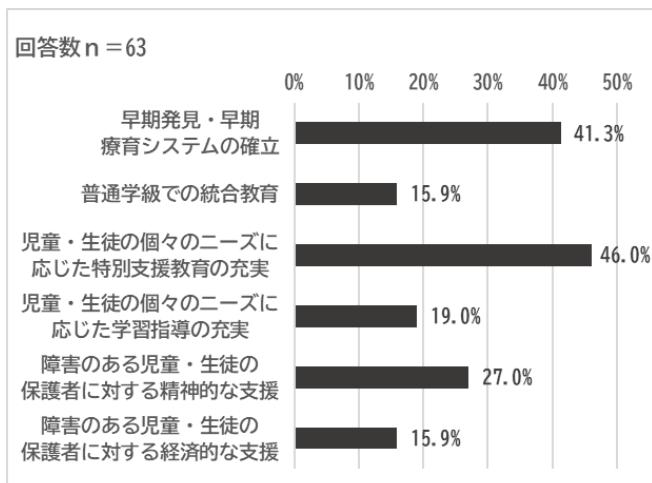
学校・園などで生活を送る上で、充実してほしいこと（上位6つ）



②「児童・生徒の個々のニーズに応じた特別支援教育の充実」が46.0%で最も高くなっています。次いで「早期発見・早期療育システムの確立」が41.3%、「障がいのある児童・生徒の保護者に対する精神的な支援」が27.0%で続いています。

【障がい児童の保護者対象】

障がいのある児童・生徒の教育に関し、どのようなことが重要だと思うこと（上位6つ）



3 アンケート調査結果等からみえる課題

本市では、人口の減少に伴い、障害者手帳所持者数は年々減少していますが、障害者手帳所持者数の割合は5.4%程度を推移している状況です。

障害別手帳所持者数をみると、身体障害者手帳所持者数は減少しているものの、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、特に、64歳以下で増加しています。

また、発達障害について、障がい者では約2割、障がい児では「診断がある」という回答が約5割と高くなっています。国の基本指針において、発達障がい児者支援の充実について示されており、本市において引き続き、発達障がい児者支援の推進が必要となっています。

国においてニーズの把握が求められる強度行動障害について、知的障がい者の9.6%、知的障がい児では7.9%が「ある」と回答しています。引き続き、当事者のニーズに即して、専門的な支援が必要な状況があります。

国の基本指針において、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を図り、包括的かつ継続的な地域生活支援体制の構築が示されており、本市においても、平成30年度より精神障害も含めた地域包括ケアシステムの構築をさらに図っていますが、引き続き地域のニーズを把握し支援体制づくりを進めていくことが重要となります。

アンケート調査結果において、障がい者、障がい児とともに、将来の暮らし方については、「一般住宅で暮らしたい」「家族と一緒に生活したい」という回答が76%と多くなっており、今後も継続的に在宅や住み慣れた地域での生活を営むことができるよう、障害福祉サービスの提供体制を強化していくことが求められています。

また、アンケート調査結果では、普段の悩みや困ったことについて、「親がいなくなったときに生活できるか」、「高齢になったとき」などの回答が多くなっています。国の基本指針では、相談支援体制の充実・強化が示されており、本市においても、平成30年度より基幹相談支援センター機能をもつ、地域生活支援拠点の整備を行っていますが、地域の中でのさらなる相談支援業務の充実・強化を図っていくことが必要です。さらに、障がい者、障がい児いずれも「差別や嫌な思いをする」という設問に「ある、少しある」の回答が高く、引き続き、差別解消法の取り組みや障害に応じた配慮や周囲の理解促進を進めていくことが必要です。

国の基本指針では、福祉施設から一般就労への移行の促進が示されていますが、アンケート調査結果では、一般就労をしている人の割合は約2割となっており、福祉施設や作業所に通っている人の割合は約3割という状況となっています。今後、障がい者の一般就労を促進するためにも、障害福祉サービスの充実を図っていくとともに、企業や職場への障害に対する理解促進を図っていくことが重要となっています。

計画の基本的な考え方

1 本市における障害者施策の基本理念と基本目標

本市の障害者施策の基本的な事項や理念を定めた「第4次障がい者計画」においては、障害者福祉計画の上位計画である地域福祉計画の理念「人がともに支え合い 誰もが豊かに暮らせるまち瀬戸内」にのっとり、障がい者施策を推進します。「だれもがともに支え合い いきいきと暮らせるまち」を基本理念とし、障がいの有無に関わらず、すべての人がそれぞれの望む生活や自主的に参加できる社会をつくり、住み慣れた地域でこれからも暮らしていけるようなまちを目指しています。

【 基本理念 】

「だれもがともに支え合い いきいきと暮らせるまち」

【 基本目標 】

基本目標1 市民の人権意識の醸成

基本目標2 暮らしやすい生活環境

基本目標3 障がいのある子どもに対する支援の充実

基本目標4 社会的活動の充実

基本目標5 だれもが暮らしやすいまちづくりの推進

基本目標6 総合的な支援体制の充実

2 計画の基本目標と重点施策

本計画では第4次障がい者計画との調和を図りながら、次に掲げる国における基本方針に配慮し、総合的な自立支援体制の確立を目指します。

基本目標	重点施策
1. 市民の人権意識の醸成	(1) 人権の尊重と虐待の防止 (2) 障がい者理解の促進 (3) 福祉教育の推進
2. 暮らしやすい生活環境	(1) 相談支援体制の充実 (2) 保健・医療の充実 (3) 情報提供・意思疎通支援の充実 (4) ライフステージのニーズに応じたサービスの確保 (5) 居住場所の確保 (6) 家族介護者の支援 (7) 手当等の支給
3. 障がいのある子どもに対する支援の充実	(1) 障がい児保育・療育の充実 (2) インクルーシブ教育の推進
4. 社会的活動の充実	(1) 一般就労の促進 (2) 福祉的就労の場の確保 (3) 生きがい・交流の場の充実
5. だれもが暮らしやすいまちづくりの推進	(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 (2) 災害時の支援体制の整備 (3) 防犯対策の推進・消費者トラブルの防止
6. 総合的な支援体制の充実	(1) 重層的な相談体制の充実 (2) 地域生活を支える仕組みづくり

3 施策の展開

1. 市民の人権意識の醸成

(1) 人権の尊重と虐待の防止

障がいのある人が、ライフステージのあらゆる段階において、社会の対等な一員として人権を尊重され、その人らしい自立した生活を確保できるよう支援します。

現状と課題

- 平成23年の「障害者虐待防止法」の成立や平成28年の「障害者差別解消法」の施行を受けて、本市においても障がいのある人が障がいを理由に不当な取り扱いや虐待を受けることがなく、安心して地域で暮らすことができるよう、権利擁護の推進が必要です。令和3年には、「障害者差別解消法」が改正され、事業者による障がいのある人への合理的配慮が義務づけられました。(令和6年4月1日施行)
- アンケート調査における成年後見制度の認知度について、障がい者では「名前も内容も知らない」の割合が2割強、障がい児では「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」が4割半ばとなっており、認知度は低い状況となっています。
- 本市では、社会福祉協議会へ委託し、権利擁護センターを設置しています。権利擁護センターでは、成年後見制度の周知や利用促進を行うとともに、年2回「なんでも相談会」を開催し、障がいのある人や高齢者の困りごとの相談を受けています。社会福祉協議会では、日常生活自立支援事業を通じて、契約などの判断に不安がある人に対して地域において自立した生活が送れるよう支援を行っています。今後も障がいのある人の権利を守るため、成年後見制度等の周知を行い、より多くの人の権利を守れるようにしていく必要があります。
- 権利擁護センターでは、障がいのある人も高齢者もあわせて権利の擁護、虐待の防止に取り組んでいます。今後、さらに障がいのある人や高齢者の権利を守るために関係機関のネットワークの強化が必要です。
- 虐待防止対策としては、ホームページや広報誌の活用やリーフレットの配布を行い、引き続き啓発を行っていく必要があります。
- 権利擁護センターが主催している虐待の事例研究会や支援検討委員会、障害福祉事業所を対象に研修会の実施を行い、関係機関、障害福祉サービス事業所等との連携につながっています。引き続き、研修や検討の機会を活用し、虐待に関する事例や対策に向けた共有を図る必要があります。

方向性

本市では令和3年4月より成年後見制度利用促進基本計画に基づき、権利擁護センターが「中核機関」として位置づけられ、専門職や関係機関等と連携し、成年後見制度等の利用促進や啓発、相談機能、ネットワーク推進に取り組みます。

①権利擁護の推進

【成年後見制度の利用支援及び啓発】

判断力が十分でない知的障がいや精神障がいのある人等が、財産管理や福祉サービスの利用等で、自身に不利な契約を結ぶことがないよう、成年後見制度の周知、利用支援を推進するとともに、権利擁護の推進を図ります。

【日常生活自立支援事業の利用支援及び啓発】

契約などの判断に不安がある知的障がいや精神障がいのある人等に対して、社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業により、適切なサービス利用ができるよう支援するとともに、権利擁護センターと連携し、利用について積極的に啓発していきます。

②障害のある人の虐待防止対策

「障害者虐待防止法」に基づき、虐待の防止や早期発見等に向けた対応を行います。

権利擁護センターと連携し、障がいのある人に対する虐待の禁止や虐待を発見したときの通報義務等の広報啓発を行うとともに、虐待防止に向けた研修会等を実施します。

就労場所における虐待防止に向けて、必要に応じて障がい者雇用・就労継続事業所等への助言や支援を行うとともに、虐待防止に係る研修会も実施していきます。

児童虐待については、こども担当部局と連携し、障害福祉サービス事業所や学校教育機関、家庭等に対して、子どもの人権や児童虐待防止に関する啓発を行うとともに、要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関と連携しながら見守りや相談活動を通じて虐待の未然防止、早期発見・早期対応を行います。

②意思決定支援の充実

意思決定支援ガイドラインの啓発等、障がいのある人の意思を尊重し、自己決定を尊重するための必要な支援に取り組みます。

(2) 障がい者理解の促進

現状と課題

- 障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会を実現していくためには、市民一人ひとりの障がいに対する理解を深めていく必要があります。
- アンケート調査では、差別や嫌な思いをする（した）ことがあるかについて、ある、少しでもあると回答した人は合わせて4割強となっています。また、差別や嫌な思いをする（した）ことがあるときとして、「周りやまちなかで接する人の視線」「交通機関の利用」「店などでの応対」などが上位意見としてあげられています。障がいのある人にに対する差別や偏見が未であることがうかがえることや障がいの種別によって差が生じていることがわかります。
- 本市では、瀬戸内市手話言語条例に基づき手話普及啓発を引き続き取り組む必要があります。
- 引き続き、広報やパンフレット、ホームページ等の作成により、障がいへの理解を深めるための啓発をさらに充実させる必要があります。

方向性

①講演会等による意識啓発

障がい者団体等と連携し、啓発活動や障がいへの理解を深めるための講演会等を開催します。また、障がいのある人が講師となり、障がいのある人の問題等について市民に語りかける場づくりに努めます。また、市民を対象とした障がいのある人への理解促進については、関係機関と連携を図りながら啓発活動を行うとともに、障がいのある人自身の活躍の場を通して理解を深めます。

子どもに対しては、障がいのある人とふれあうイベントや交流体験、車いす体験といった疑似体験等を通じて、障がいについて学べる機会を設け、小さい頃から障がいに対して正しい理解を得られるよう支援します。

障害者週間（12月3日から12月9日）や発達障害啓発週間（4月2日から4月8日）の期間中、市民等に啓発の機会を設けます。

②広報紙・パンフレット・ホームページ等の活用

市広報紙「広報せとうち」や市ホームページ等の広報媒体を活用し、地域自立支援協議会で作成した障がい者理解のパンフレットの内容を掲載します。

また、ヘルプマークの活用も始まるところから、障がいのある人への理解とあわせて、ヘルプマークの周知を行います。これら各種広報媒体を通じて、障がいや障がいのある人についての理解と啓発を推進します。

(3) 福祉教育の推進

現状と課題

- 学校・家庭・地域において、すべての人が障がいのある人の人権や福祉について学ぶ機会の確保や、障がいの有無にかかわらず、理解を深められるよう、福祉教育を推進していくことが重要です。
- 障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深めていくためには、子どもの頃から福祉や人権について学ぶ機会を設け、福祉や人権について関心や知識を育んでいくことが大切です。
- 地域住民に対しては、生涯学習講座や地域の行事、イベント等において、福祉や人権について学ぶ機会を提供し、理解を促進していくことが重要です。

方向性

①学校における福祉教育の推進

小学校・中学校において、福祉に対する理解を深めるための教育や、各種福祉体験活動の実施を、教育委員会と連携して推進します。

②福祉教育の推進

公民館等で実施している生涯学習事業の一環として、障がいに関する理解を深めるための講座や教室の開催の支援に努めます。

③地域と事業所の交流の場の確保

市民の障がいに対する理解を深めるため、行事やイベント等を活用して、障がい福祉サービス事業所と地域住民との交流が持てる機会の増加を促進します。

2. 暮らしやすい生活環境

(1) 相談支援体制の充実

現状と課題

- 障がいのある人やその家族が悩みや不安を抱え続けることがないよう、身近で相談ができる体制や適切な支援へつなげられるよう相談体制の充実を図っていく必要があります。
- アンケート調査では、相談相手としてはいずれの障がいでも「家族や親せき」が最も多く、次いで「かかりつけの医師や看護師」、「福祉サービス事業所の人」となっています。のことからも普段利用している病院や事業所等に相談している現状がうかがえます。一方で、「民生委員・児童委員」や「身体障害者・知的障害者相談員」への相談の割合は低い状況でした。
- アンケート調査では、今後力を入れてほしい施策として、いずれの障がいにおいても「何でも相談できる窓口をつくるなどの相談支援体制の充実」の割合も高く、気軽に相談でき、様々な相談に対応できる相談体制づくりが必要とされています。
- 本市においては、一般相談の窓口として地域生活支援センタースマイルとせとうち旭川荘の2事業所へ委託（障害者相談支援事業）をし、生活や仕事のこと、人間関係や病気、障がいのことなど様々な相談に応じています。また、特定相談支援・障害児相談支援事業所の指定を行い、障害福祉サービスの相談や調整を行っています。引き続き、相談ニーズが高まり、相談支援体制の充実が必要とされています。また、地域における相談支の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターの機能をもつ窓口を設け、地の相談支援体制の強化や人材育成等の充実を図っています。
- 身体障害者・知的障害者相談員との連携においては、報告書の提供や年に一度研修会を開催予定としています。また、各種関連の研修へ周知を行い、連携を図っています。

方向性

①各種相談窓口の充実

障がいのある人やその家族が、障がい者福祉に関するサービス等の相談を気軽にすることができる、また、複雑化・多様化するニーズに対し、適切な相談や支援につながるよう一般相談事業所や市福祉部内での連携強化を図ります。基幹相談支援センターの機能を維持し、相談窓口の充実を図ります。

②身体障害者・知的障害者相談員との連携

身近な場所で気軽に相談できるよう、身体障害者・知的障害者相談員による相談を促進し、関係機関や相談支援事業所と連携を図り、相談体制の充実を図ります。また、相談員の対応等について研修会を開催し、スキルアップを図ります。

③地域自立支援協議会の推進

地域の課題について、障がいのある人や家族等各関係機関で協議を行い、地域自立支援協議会で共有し、地域全体の障がいのある人に対する支援体制の強化を目指します。また、地域自立支援協議会を中心として、関係機関との連携によるネットワークの構築や社会資源の改善を検討し、地域課題の解決に努めます。また、地域自立支援協議会で集約した意見を市の施策に反映させていけるよう、検討の場を設けます。

(2) 保健・医療の充実

現状と課題

- すべての市民が健康づくりを推進できるよう、各種健診等の充実によって啓発を図ることは重要です。
- アンケート調査においては、保健・医療面で困ったり不安に思ったりすることとして、「障がいや症状が進むこと」「症状を伝えにくい、説明がわからない」が高くなっています。保健相談や診察時のサポートや配慮が求められています。
- 生活習慣が要因となって起こる疾病・障がいの予防と早期発見のため、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことができるよう支援する必要があります。

方向性

① 健康増進の支援

生活習慣病の予防と健康の保持増進のため、健康に関する正しい知識の普及を図るとともに、健康増進に関わる相談・指導の充実に努めます。

② 各種健診の充実

特定健診や各種がん検診等、各種健診事業の充実を図るとともに、疾病・障がいの発生予防や早期発見に努め、早期療養・早期治療へつなげられるよう取り組みます。また、生活習慣病の予防と健康の保持増進のため、健診を通じて健康に関する正しい知識の普及を図り、心身の健康意識の向上に努めます。

③ 受診環境の充実

障がいのある人が病状等を理解できるよう、意思疎通支援の充実を図ります。また、医療従事者の障がいのある人に対する理解の促進や、障がいの特性に応じた、医療機関における受診環境の充実に努めます。

④こころの健康づくりの推進

精神障がいのある人が安心して暮らせるよう、各種サービスや医療体制の充実に努めます。また、精神的な不安を抱える人に対して、訪問、面談等により相談・支援を行います。

⑤保健・医療・福祉の連携促進

入所施設や入院から地域生活への移行が進められる中で、地域の中で保健・医療・福祉を一體的・連続的に受けることができる体制の構築・整備を図ります

⑥医療的ケアを要する人や児童への支援

医療的ケアを要する障がいのある人や児童へ向けて、年齢などによる切れ目がないよう、保健・医療・教育・保育・福祉などの各分野の連携を強化していきます。

(3) 情報提供・意思疎通支援の充実

現状と課題

- 障がいのある人の社会参加や障がい福祉サービスの利用に必要な情報が適切に伝わるよう、情報提供の方法や内容の充実を図っていくことが大切です。
- アンケート調査では、障がいのことや福祉サービスに関する情報の入手先として、「家族や親せき、友人・知人」「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」「行政機関の広報誌」「サービス事業所の人や施設職員」「相談支援事業所」順に割合が高くなっています。また、今後力を入れてほしい施策として、「福祉に関する情報提供の充実」が上位意見としてあげられています。
- 障がいのことや障がい福祉サービスに関して、障がい特性に配慮し、それぞれの状況に応じたわかりやすい、総合的な情報の提供を行っていく必要があります。

方向性

①情報提供の充実

障がいのある人やその家族が適切なサービスを受けることができるよう、市広報誌や市ホームページ等、各種媒体を通じて、各種福祉サービスや障がいに関する施策等についての情報提供の充実を図ります。

②意思疎通支援の充実

障がいのある人のコミュニケーションを支援する手話奉仕員等の育成に取り組みます。

③障がいの特性に配慮した情報伝達の推進

障がいのある人が円滑に情報を得ることができ、それぞれの障がいに応じた支援ができるよう、手話通訳者及び要約筆記者を派遣し、適切な情報提供を行います。また、窓口において適切な配慮が行われるよう、市職員等が障害理解を深めるとともに、各課窓口に筆談ボードを設置し、障害の特性に応じた意思疎通支援の充実を図ります。

(4) ライフステージのニーズに応じたサービスの確保

現状と課題

- 障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス等の円滑な提供に努めていますが、社会資源が限られている中、高齢化や核家族化の進行等、サービスに対するニーズはさらに増加・多様化することが予想されます。
- 本市においては、生活介護、短期入所等の不足している社会資源はありますが、障がいのある人の日常生活の安定を図るため、障がい福祉サービスや地域生活支援事業を実施しています。
- 介護保険制度との連携については、65歳到達前からの調整について、スムーズに移行できるよう、引き続き努める必要があります。

方向性

①障がい福祉サービス・地域生活支援事業の充実

障がいのある人のニーズや特性を踏まえ、サービスの必要量を確保し、提供するとともに、障がいのある人の自立に向けた支援を行い、日常生活の安定を図ります。

②福祉用具・補装具の支給

身体機能や日常生活を補うための用具や装具を支給します。これまで購入と修理のみだった支給対象に貸与を追加し、様々なニーズに応えられるよう努めていきます。

③自立支援医療

育成医療や更生医療、精神通院医療に係る費用の一部を助成します。

④介護保険制度との連携

障がい福祉サービスから介護保険制度の保険給付にスムーズな移行ができるように、介護保険担当課や各関係機関と調整を行います。

⑤インフォーマルサービスの充実

公共のサービスだけでは支援が難しいものについては、ボランティア、非営利団体（NPO）等のインフォーマルサービスの利用も視野に入れ、多様なニーズに応じたサービスの充実に努めます。

（5）居住場所の確保

現状と課題

- 障がいのある人のニーズ等を尊重しつつ、需要に合わせた共同生活援助（グループホーム）等の居住の場の整備や住みやすい住環境の整備が重要となります。
- アンケート調査によると、将来のことでの不安に感じられることでは、「親がいなくなったらときに生活できるか」が最も高く、今後力を入れてほしい施策として、「グループホームの整備など生活の場の確保」が高くなっています。
- 本市では、重度障がいのある人を対象とした共同生活援助（日中サービス支援型グループホーム）整備に取り組みました。引き続き、地域で生活できるようグループホームの確保、医療的ケアが必要な方に対応したグループホームの整備促進に取り組む必要があります。

方向性

①共同生活援助等居住場所の充実

住み慣れた地域で安心して生活するために、障がいのある人にとって住みやすい住宅の改修助成、必要な共同生活援助（グループホーム）の確保に努めます。また、医療的ケアが必要な障がいのある人にも対応できる共同生活援助（グループホーム）の整備促進に向けて、他市町の動向を踏まえつつ事業所へ働きかけなど数の確保に努めます。

②入所施設から地域生活への移行

安心して地域で生活できるように、入所施設、医療機関、相談支援事業所等と連携しながら、障がいのある人の意向や個々の状況に合わせた地域生活へ移行するための取り組みを促進します。さらに、地域へ生活を支援するために地域生活支援拠点の実施に努めます。

(6) 家族介護者の支援

現状と課題

○障がいのある人の日中における活動の場を確保するほか、家族介護者の就労支援や家族介護者の一時的な休息を目的に、日中一時支援事業を実施しています。重度障がいのある人にも対応である短期入所確保につながりましたが、引き続き、実施事業者の不足や体制が不十分な状況があり、支援体制の充実が求められています。

方向性

①家族介護者の休息の確保

家族介護者の一時的な休息を確保するため、短期入所などのサービスの充実を図ります。また、重度心身障がいのある人（児）でも利用できる事業所の確保に向けて、圏域の連携も図りながら取り組みます。

(7) 手当等の支給

現状と課題

○障がいのある人の所得を保障し、医療費やサービス利用等、障がいにより生じる経済的な負担を軽減する観点から、各種手当や年金の支給を行っています。制度の周知を図るため、様々な機会を活用した情報提供の充実が求められます。

方向性

①各種手当の支給

一定の上限を満たす障がいのある人に対して、特別障害者手当等や障がい児の保護者に対して、特別児童扶養手当等を支給し経済的支給を行います。

②障害基礎年金の周知

心身の障がいを受け、一定の受給要件を満たした人に給付される障害基礎年金の周知や手続きについての情報提供を図ります。

3. 障がいのある子どもに対する支援の充実

(1) 障がい児保育・療育の充実

現状と課題

- 本市における乳幼児健診の受診率は、1歳6か月児健診が93.2%、3歳児健診が93.4%と高率で、健全な発育発達の支援に大きな役割を果たしています。また、乳児家庭全戸訪問の実施率は93.0%であり、育児に不安や負担感を持つ母親等への支援を行っています。
- 検診等での早期相談体制や所属機関からの相談や助言等の支援体制で、早期に療育につながる傾向が増えています。
- 子育て家庭に対しては、家庭訪問・面接・電話等で相談に応じており、さらに、福祉課をはじめとする関係各課・機関で連携し、個々に応じた支援を行っています。
- 児童発達支援や放課後等デイサービス等の児童通所支援の利用者数は増加しており、引き続きサービス提供体制の確保を図る必要があります。
- 地域自立支援協議会での協議では、放課後等デイサービスの利用者の増加を踏まえ、日中一時支援事業との適切な棲み分けや、日中一時支援事業のサービス提供の確保、また、学童保育における軽度の障がい児の受け入れ等を求める声も上げられました。

方向性

障がいのある子どもや家庭が身近な地域において、必要な支援や福祉サービスを利用できるよう、体制の整備や相談体制の充実に取り組みます。

①早期発見・療育等の支援体制

早期療育の推進、障がいの早期発見・療育のために、専門職の介入と継続した支援や、医療機関・保育園・幼稚園・小学校等関係機関と綿密な連携を行えるよう、巡回支援専門員を活用するとともに、おかやま発達障害者支援センターや児童発達支援センターとも連携し、支援体制を整えます。また、成育歴や支援の内容を記載し、継続した支援を実施するための相談支援ファイル「はぐくみ」を活用し、節目においての切れ目ない支援に努めます。

②障がい児福祉サービスの充実

児童発達支援、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援といった障がい児の支援体制の強化に向けて、児童発達支援センター等市内事業所と連携を図りながら取り組みます。

③妊婦健診、乳幼児健診等の充実

安全・安心な出産の確保や疾病や障がいの早期発見・対応を図るため、乳幼児健診の受診率向上を目指すとともに、妊婦健診・乳幼児健診への助成・実施を充実します。また、妊娠・育児の不安や悩み、育児ストレス解消ができるだけ早期に図るため、保健師等が家庭を訪問し、母子の健康の保持増進を図ります。

④子育て家庭への訪問指導の推進や支援体制の構築

妊娠婦や乳幼児のいる家庭に訪問し、疾病や障がいの早期発見、療育相談等に応じます。また、親に対して妊娠・育児の不安や悩み、育児ストレスの解消を図り、安心して妊娠期・出産期・子育て期を過ごせるよう、個に応じた支援体制の確立を関係各課・機関と連携を図ります。

⑤発達障がいのある児童の支援の充実

保健・医療・教育・保育・福祉をはじめとする関係機関と連携を図り、発達障がいの早期発見に努めるとともに、発達に応じた適切な支援が受けられるよう、体制づくりに努めます。

さらに、発達障がい、もしくは発達に課題のある子どもを持つ保護者の方々が子どもの特性や接し方、関わり方等を学ぶペアレントトレーニングや各種教室を通じて、保護者の方々が子どもとのより良い関わり方等を学ぶことで、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援します。

(2) インクルーシブ教育の推進

現状と課題

- アンケート調査によると、学校や園での生活で充実してほしいこととして、「集団への適応訓練」「専門的な相談・指導」が上位となっており、専門的な相談や療育に対応できる人材や支援体制の充実が求められていることがうかがえます。
- 特別支援学校や特別支援学級の在籍者数、通級による指導を受けている児童生徒数は全国的に増加しており、本市においても特別支援教育の重要性は高まっています。また、障がいの有無に関わらず同じ場で共に学ぶ環境の整備を図るとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様で柔軟な学びの場を整備することが重要です。

方向性

①一貫した支援システムの構築

教育・保健・医療・福祉・労働等の関係機関の連携により、ネットワークを形成する中で、乳幼児期から就労に至るまで一貫した支援体制の構築を図ります。また、保育園・幼稚園、小・中学校が連携し、障がい児の小・中学校への円滑な接続や適切な教育環境の整備、相談支援の充実を図ります。

②共に学び合う教育環境の整備

障がいの有無に関わらず、児童生徒が共に学び合う環境を整備するため、職員・教員の加配や職員・教員に対する研修機会の充実、交流機会の確保等に取り組むなど、障がいのある児童が合理的配慮の提供を受けながら、より適切な指導や必要な支援を受けて学ぶことできる体制を整備します。

③学校と保護者との連携

障がい児及び特別支援教育についての正しい理解と、個々の状態に応じた合理的配慮や支援計画等について、特別支援コーディネーターと担任が中心になって保護者との連携を行います。

4. 社会的活動の充実

(1) 一般就労の促進

現状と課題

- 障がいのある人が地域で自立した生活を送るうえで、就労の場が確保されていることは、経済的な安定を得るだけでなく社会参加や社会貢献、生きがいの創出にもつながる重要なものです。
- アンケート調査によると、勤務形態の状況は「パート、アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が4割強となっています。また、就労支援で必要と思うものとして「職場の上司や同僚の理解」「職場の障がい理解」の割合が高くなっています。障害者雇用促進法において、障がい者差別の禁止や合理的配慮の提供義務が規定されており、障がい者雇用に対する理解の促進が必要となっています。
- 就労に関する情報提供や相談支援について一貫した取組ができるよう、公共職業安定所（ハローワーク）など関係機関と連携し、就労支援を充実していく必要があります。
- 本市では、地域自立支援協議会でワークフェアを行い、講演会、就労支援継続事業所（A型・B型）、就労移行支援事業所による作業体験等を通じて、障がい者雇用の啓発を図りました。

方向性

①就労支援の充実

障がいのある人の安定した雇用確保のため、市役所に設置された「ジョブスポットせとうち」を活用し、公共職業安定所（ハローワーク）と連携を図りつつ、障がいのある人の一般就労を促進します。また、職場適応援助者（ジョブコーチ）による就労支援の活用や岡山障害者就業・生活支援センターとの連携を行い、就労と生活の一体的な支援を推進します。また、地域自立支援協議会就労支援部会を中心として、障がい者雇用に関するイベント（ワークフェア等）を開催し、障がいのある人の就労を支援していきます。

②雇用の促進

公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関との連携のもと、市内にある民間企業や事業主に対し、障害者雇用促進法に係る法定雇用率の達成に向けた雇用や障がいのある人への職場における合理的配慮の実践について啓発を進めます。

（2）福祉的就労の場の確保

現状と課題

- 病気や障がいへの配慮を受けながら労働や生産活動の場が提供される福祉的就労の場は、働くことへの訓練だけではなく、日中活動や生きがいの場として大きな役割を持っています。
- 就労継続支援事業所は増え、福祉的就労の場は充実してきましたが、工賃確保のため、優先調達や広報が十分に行なうことが今後も必要とされています。
- 発達障がいのある人のニーズが高くなっていることが予想されることから、それぞれの障がいの特性に応じた支援が行われるよう、就労事業所等における職員の知識向上に向けた支援が求められます。
- 「障害者優先調達推進法」に基づき、本市では「瀬戸内市障害者就労施設等からの物品等の調達推進に関する方針」を策定し、就労支援事業所等の受注機会の拡大に取り組んでいます。
- 地域自立支援協議会就労部会を中心に図書館で「もみわカフェ」を実施しています。一般の人と障がいのある人が交流の機会をもち、作品の販売などで工賃増につながることも期待されています。

方向性

①就労場所・安定した工賃の確保

障がいのある人の仕事の希望に沿って、就労継続支援などのサービス供給に努めます。また、発達障がい及び高次機能障がいのある人等への就労支援にも対応できるよう、サービス事業者をはじめ関係機関との連携のもと職員の知識の向上や支援体制の構築を図ります。

②福祉的就労への支援

地域自立支援協議会就労支援部会を中心として、障がいのある人の就労支援や地域との交流のため、イベント（もみわカフェ等）を開催し、就労支援事業所の授産物品の販売を支援します。引き続き、障害者優先調達の理念に基づき、全庁的に優先調達に関する推進に取り組みます。

(3) 生きがい・交流の場の充実

現状と課題

- 障がいの有無に関わらず、だれもが学習・文化芸術・スポーツ・交流等、気軽に参加できる場が確保されていることは、障がいのある人の社会参加だけでなく、市民の支え合い・助け合いの心を涵養し、だれもが心身共に豊かな生活を送ることができる地域を形成していくうえで重要なものです。
- アンケート結果からは、障がいのある人の地域や社会参加に必要なこととして、「雇用の場」「電車やバスなどの移動手段や道路・歩道の整備」「子どもの時からのふれあい機会」「イベントなどの交流の機会」の順に希望が高くなっています。
- 社会参加を促すためには、移動手段が確保されていることが重要です。本市では福祉タクシー等に対して助成を行っているほか、福祉有償運送等について、市のホームページや窓口等での周知を行っています。また、支援機関と連携し、移動支援事業や同行援護などの利用促進を行っています。
- 市内の公共施設で提示することで障害者割引を受けることができる「デジタル障害者手帳アプリ」を導入し、障がいのある人の利便性の向上を図っています。
- スポーツ活動としては、県障がい者スポーツ大会への参加促進や、障がいのある人がスポーツに取り組めるような機械の確保が必要です。

方向性

①移動・外出手段の充実

公共交通機関を利用する際の助成、福祉タクシーの助成、障害者自動車運転免許取得・自動車改造助成等を推進して、障がいのある人の外出・社会参加を支援します。引き続き、福祉有償運送や移送支援、同行援護等の周知、充実等を図っていきます。

②生涯学習・文化活動の推進

市のイベント、各公民館などにおいて障がいのある人が参加しやすい講座の開講に努めます。

③障がい者（児）スポーツの促進

スポーツを通じた障がいのある人（児）の健康増進、残された機能の維持、回復を目指すとともに、互いに交流を深めるため、県障がい者スポーツ大会への参加やスポーツ教室の開催等により、社会参加の促進や健康の増進を図ります。

④地域における障がい者の交流・活動の場の確保

市のイベント等を通じて、障がいのある人、各種団体、ボランティア等とともに、地域住民との交流を促進し、障がいに対する正しい理解や認識を広めるとともに、活躍できる場を

確保します。また、社会福祉協議会で実施するふれあいサロン等の活動への支援とボランティア・市民活動センターと連携を強化し、市民の参加促進を図り、地域福祉の推進と地域における交流を促進します。

5. だれもが暮らしやすいまちづくりの推進

(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

現状と課題

- 本市では、公共施設の整備に合わせ、すべての市民にやさしく、だれもが使いやすいユニバーサルデザインのまちづくりを目指して取り組んでいます。
- 道路や市内の多くの施設において、障がいのある人や高齢者をはじめ、年齢、身体の状況、性別等への配慮が求められています。
- 公共交通等の交通手段において、移動困難者のための支援の仕組みづくりが必要です。
- 障がいのある人や高齢者等に向けたわかりやすい情報提供や思いやりのある環境の整備が必要となっています。

方向性

①バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

各種公共施設において、「バリアフリー新法」や「岡山県福祉のまちづくり条例」等に基づいた施設整備を引き続き推進するとともに、障がいのある人や高齢者等が利用しやすい施設とします。また、だれもが安心して暮らせるまちづくりのため、移動の妨げとなる不法占拠物の除去・撤去指導を行います。

さらに、バリアフリー設備の内容を建物の玄関付近に表示する「おかやまバリアフリーステッカー」を交付するとともに、公共施設、街中、店舗等へピクトサインの設備や写真による案内等、視覚支援の充実を図ります。

(2) 災害時の支援体制の整備

現状と課題

- 本市では、「避難行動要支援者名簿」を作成し、避難行動要支援者の把握や災害発生時の避難支援について定めています。
- 大規模災害等が発生し長期の避難生活が必要となった際、障がいのある人が安心して避難生活を送れるよう福祉避難所を3か所確保しています。
- アンケート調査によると、障がい者、障がい児いずれも「ひとりでは避難できない」が最も高く、次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」と回答しています。また、災害時に必要な支援として、「障害に対応した避難所の確保」が5割と高く、「薬や医療的ケアの確保」、「災害情報の伝達」等が求められています。

方向性

災害発生時における障がい特性に配慮した適切な情報伝達や避難支援を行うとともに、安心して避難ができる体制の整備に努めます。

①避難行動支援体制の整備

避難行動要支援者名簿に基づき、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織などと連携し、災害時の避難や安否確認等を円滑に実施するための取り組みを引き続き推進します。個別避難計画の作成について防災部局、関係機関、地域の方等と連携し、推進します。

②防災ネットワークの確立

地震、火災、水害、土砂災害等の災害から守る支援体制の整備を推進しており、府内関係部署や関係機関、地域の方と連携し、地域の障がいのある人や障害支援事業所等に対して防災に関する啓発を実施し、防災訓練等を通じて避難ができるように支援に努めます。

③緊急時の通信手段の確保

防災情報を迅速かつ生活な伝達するため、防災情報伝達システム（防災アプリ、戸別受信装置、屋外放送）を利用しています。また、音声通報が困難な人を対象とした119番通報ができる緊急通報システムの利用啓発を行います。

(1) 防犯対策の推進・消費者トラブルの防止

現状と課題

- 防犯や消費者トラブル対策に関する周知・啓発や学習機会を通じて市民の知識向上を図るとともに、見守りや訪問活動等を通じて被害の未然防止と早期対応に向けた体制づくりが重要です。平成30年1月に「瀬戸内市消費生活センター」を開設し、専門の相談員を配置して、消費生活相談を行っています。
- 近年の消費者問題は複雑化・多様化しており、障がいのある人や高齢者からの相談が多く寄せられています。また、インターネット等情報通信に関する相談も依然として多く寄せられています。

方向性

①防犯対策の推進

障害のある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を進めます。地域の関係機関と連携を図り、地域の見守りや訪問活動を通じた消費者被害の未然防止と早期発見に取り組みます。

②防犯意識の向上

岡山県消費生活センターや警察署等、関係各所と連携を取り犯罪被害や消費者トラブル等の情報入手に努めるとともに、市広報による情報発信や出前講座、防犯機能付き電話の購入補助やイベント等を活用した啓発活動を通じて防犯意識の向上につなげます。

6. 総合的な支援体制の充実

(1) 重層的な相談体制の充実

現状と課題

- 近年の傾向では、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とする相談への対応や対応が求められています。
- アンケート調査によると、今後力を入れてほしい施策として、「福祉に関する情報提供の充実」が最も高く、「相談支援体制の充実と強化」と回答しています。
- ひきこもり、生活困窮など制度に基づく各支援センターを設置し、専門的な助言や支援を行っています。

方向性

①相談支援体制の充実

障がいの種別や特性に関わらず、複雑化・複合化した課題にも重層的支援体制により対応できるよう、包括的な相談体制づくりについて、関係部署、支援機関と連携し努めます。

(2) 地域生活を支える仕組みづくり

現状と課題

- 障がい児・障がいのある人の重度化や「親なきあと」を見据えた地域の体制づくりの方法として、基幹相談機能を置き、「地域生活支援拠点機能」に取り組んでいます。引き続き、地域のネットワークの構築が必要となっています。
- 退院・退所した精神障がいのある人が地域で安心して自立した暮らしができるよう、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」について、医療・保健・福祉関係部署等と連携した協議の場を設けています。

方向性

① 地域生活支援拠点機能の充実

障がいのある人の重度化等の様々な課題に適切に対応していくため、地域で安心して生活できる地域生活支援を充実させるとともに、専門的人材の育成や地域の体制づくり等に取り組みます。

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が安心して地域で生活を継続できるよう、保健・医療・福祉等が連携した協議の場において、地域で生活する上で必要な資源やネットワークの在り方について検討していきます。

第7期障がい福祉計画

1 第6期障がい福祉計画の目標値の達成状況

(1) 施設入所者の地域生活移行

項目	単位	数値
令和元年度の施設入所者数 (a)	人	49
令和5年度末の施設入所者数 (b)	人	38
【目標値】令和5年度末の施設入所者数 入所者削減見込（削減率 1.6%以上）	人	45
【目標値】令和5年度末までの地域生活移行者数（施設 入所からグループホーム等へ地域移行する者の数）	人 (移行率)	5 (6.0%)

【実績】(a-b) 入所者削減	令和5年度
	4人 削減率：8.1%

※ (a) - (b)数：11名中入院等を除く

【実績】 地域生活支援移行者数	令和5年度
	4人 移行率：8.1%

成果目標の達成状況

令和5年度末の入所者見込数は38人となっており、目標値の5人に対し、4人の入所者削減となる見込みです。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標
【目標値】 令和5年度末における地域での保健、医療、福祉等の関係者による協議の場	2か所設置

項目	数値	考え方
【実績】 令和5年度末設置数	2か所	瀬戸内市在宅医療福祉保健連絡推進協議会において実施 地域自立支援協議会部会精神発達ワーキンググループにおいて実施

成果目標の達成状況

瀬戸内市在宅医療福祉保健連絡推進協議会において、県保健所、医師会、歯科医師会、薬剤師会、市民病院、事業所関係者、地域自立支援協議会、社会福祉協議会が集まり、令和5年度に4回開催しました。

令和4年度より地域自立支援協議会地域生活支援部会内で精神発達ワーキンググループを設置し、関係機関との協議を令和4年度に2回、令和5年度に2回開催しました。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

項目	目標
【目標値】 令和5年度末時点で、地域生活支援拠点等を確保しつつ、運用状況の検証、検討	年1回

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
【実績】令和5年度末設置数	個所	1	1	1
【実績】検証及び検討の実施回数	回	4	4	4

成果目標の達成状況

平成30年10月に面的整備型として市直営として整備済。地域の体制づくりとして、瀬戸内市在宅医療福祉保健連絡推進協議会や地域自立支援協議会各部会、担当部局との連絡会で、基幹相談支援業務において地域における障がい者の生活支援のための課題や体制づくりについて協議を行いました。

*面的整備型：障がいのある人の課題に応じて地域のネットワークの活用や協議の場の設定等を行い、面的に機能を整備する方法

*基幹相談支援業務：総合相談・専門相談、地域の相談支援体制強化、専門的人材育成、地域の体制づくり等

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行数

項目	単位	数値
令和元年度の一般就労移行者数 (令和5年度における令和元年度実績の1.27倍以上を基本)	人	4
【目標値】 令和5年度の一般就労移行者数	人	4

【実績】 一般就労移行者数	令和5年度
	6 (1.5倍)

成果目標の達成状況

令和5年度の移行者数は6人となっており、目標に達しています。

② 就労支援事業の就労移行状況

項目	単位	数値
令和5年度末の就労移行者数 (就労移行支援) 【目標値】4人 (1.3倍)	人	5 (1.6倍)
令和5年度における一般就労移行者数 (就労継続支援A型) 【目標値】1人	人	1
令和5年度における一般就労移行者数 (就労継続支援B型) 【目標値】1人	人	0
令和5年度における就労定着支援事業の利用者数	人	5
令和5年度における就労定着支援事業の利用者率 【目標値】75%	%	90
令和5年度における就労定着支援事業の就労定着率 【目標値】70%	%	100

成果目標の達成状況

令和5年度末の就労移行者数（就労移行支援）の目標は4人となっており、目標に達しています。就労継続支援事業の目標は、就労継続支援A型の目標は1人となっており、移行者数は1人で目標値数と同数でした。就労継続支援B型は目標に達していない状況です。

就労定着支援事業の利用が進み、一般就労定着の促進につながっています。就労定着支援事業による1年後の職場定着率については100%と、目標に達しています。

2 成果目標と活動指標

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」の成果目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度を目標年度として設定します。

また、この『成果目標』を達成するため、計画期間の各年度における取り組みの量を『活動指標』として定めます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国的基本指針	
施設入所者数	令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減
地域生活移行者数	令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行

成果目標	単位	数値
令和4年度末の施設入所者数 (A) 実績	人	42
令和8年度末の施設入所者数 (B)	人	40
【目標値】 削減見込数 (A-B)	人 (削減率)	2 (5.1%)
令和8年度末までの地域生活移行者数	人 (移行人数割合)	3 (7.6%)

目標実現に向けた取組

自立した生活に必要な障害福祉サービスが適切に利用できるよう、利用ニーズや定着するために必要なことを的確に捉えながら各機関と連携し、支援を行います。

また、障がい者の地域生活移行の受け皿として、グループホームなどの「住まいの場」を確保するとともに、生活介護、就労移行支援や就労継続支援などの「日中活動の場」の提供に努めます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	回	4	4	4
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	27	27	27
	保健	人	5	5
	医療（精神科）	人	1	1
	医療（精神科以外）	人	3	3
	福祉	人	12	12
	介護	人	5	5
	当事者及び家族等	人	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1
精神障害者の地域移行支援の利用者数	人	1	1	1
精神障害者の地域定着支援の利用者数	人	6	6	6
精神障害者の共同生活援助の利用者数	人	9	9	9
精神障害者の自立生活援助の利用者数	人	1	1	1
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	人	1	1	1

目標実現に向けた取組

精神障がいの程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、地域のネットワークの強化や障害理解の促進に取り組みます。今後も継続し、協議の場を通じて、精神障がいを抱える人の課題や支援対策について検討や情報提供を行い、精神障がい者を支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。

(3) 地域生活支援の充実

①地域生活支援拠点等の整備

	国の基本指針
地域生活支援拠点等の整備	令和8年度末までの間、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本

成果目標	
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	年1回以上検証、検討

活動指標	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点の設置箇所数	箇所	1	1	1
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	回	4	4	4

目標実現に向けた取組

障がいのある人の地域生活における支援を推進するため、相談機能や地域づくり等の居住支援のための機能を担う地域生活支援拠点等の充実に向けた検討を引き続き行い、ネットワーク強化を図り、面的整備を推進と機能の充実に努めます。

②強度行動障害のある人に関する、地域の関係機関が連携した支援体制の整備

成果目標	
支援ニーズに関するアンケート調査の実施、検討	令和8年度までに実施

目標実現に向けた取組

強度行動障害のある人に対して、その状況や支援ニーズを把握し、瀬戸内市地域自立支援協議会等を活用して支援体制を検討していきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国的基本指針	
一般就労移行者数	令和3年度実績の1.28倍以上
就労移行支援における一般就労移行者数	令和8年度における令和3年度実績の1.31倍以上
就労継続支援A型における一般就労移行者数	令和8年度における令和3年度実績の1.29倍以上
就労継続支援B型における一般就労移行者数	令和8年度における令和3年度実績の1.28倍以上
就労移行支援事業所の割合	一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所（全体の5割以上を基本）
就労定着支援事業の利用者数	令和3年度末実績の1.41倍以上
就労定着率の高い就労定着支援事業所の割合	就労定着事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所（全体の2割5分以上を基本）

実績（令和3年度）	単位	数値
一般就労移行者数	人	3
就労移行支援事業移行者数	人	2
就労継続支援A型事業移行者数	人	1
就労継続支援B型事業移行者数	人	0
成果目標	単位	数値
令和8年度における一般就労移行者数	人	7 (2.3倍)
就労移行支援事業移行者数	人	3 (1.5倍)
就労継続支援A型事業移行者数	人	2 (2倍)
就労継続支援B型事業移行者数	人	2 (2倍)

実績（令和3年度）	単位	数値
就労定着支援事業の利用者数	人	5
成果目標	単位	数値
令和8年度における就労定着支援事業の利用者数	人	7 (1.4倍)
令和8年度における就労定着支援事業の利用者率	%	50% (1箇所)
令和8年度における就労定着支援事業の就労定着率が7割以上の事業所の割合	%	25% (1箇所)

目標実現に向けた取組

- 就労選択支援事業や就労移行支援事業、就労継続支援事業所を行う事業所の設置についての支援を行い、サービスの整備と訓練の機会の確保に努めます。
- 積極的な職場適応援助者（ジョブコーチ）の利用を推進し、職場への定着を支援します。
- 「障害者優先調達推進法」に基づき、障がい者就労施設等における官公需の受注拡大を図ります。

（5）相談支援体制の充実・強化等

	国的基本指針
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制	令和8年度末までに、市町村または圏域において、基幹相談支援センターの設置及び地域の相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保

	成果目標
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	平成30年4月基幹相談支援業務として地域における重層的な相談体制を整備。今後さらに機能及び内容の充実を図る。

活動指標	単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置（機能も含む）	有無	有	有	有	有
総合的・専門的な相談支援の実施	件	60	60	70	80
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	60	60	60	60
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	4	4	5	6
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	8	8	8	8
個別事例の支援内容の検証の実施回数	回	4	4	4	4
主任相談支援専門員の配置数	人	1	1	1	1
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施	回	-	4	4	4
協議会の専門部会の設置	数	3	3	3	3

目標実現に向けた取組

基幹相談支援業務の機能を活用し、相談支援体制を充実・強化を図り、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。また、地域の相談支援事業者に対する指導、助言及び人材育成のために研修等を実施し、地域の相談支援機関と連携強化の取組を進めます。

また、地域づくりに向けた協議会の機能の充実するために、相談支援事業所の参画を進め地域サービス基盤の開発などに取り組みます。

(6) 障害福祉サービス等の質の向上

国的基本指針	
障害福祉サービス等の質の向上に係る取り組み	令和8年度末まで、市町村職員は、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が必要とする障害福祉サービス等提供ができるか検証を行うことが望ましい。 令和8年度末まで、障害者自立支援支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制をつくることで、適正な事業所運営につなげること。

活動指標	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	人	1	1	1
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析・共有する体制の有無及びその実施回数	有無・ 回数	無・ -	無・ -	有・ 1

目標実現に向けた取組

- より質の高いサービス提供が受けられるよう、県などが実施する研修以外のものも含め、積極的に障害福祉サービスに係る各種研修を活用した職員の資質向上に取り組みます。
- 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析やその結果を活用し、事業所関係自治体等と共有する体制づくりに取り組みます。

3 障害福祉サービスの利用状況と利用見込み

(1) 訪問系サービス

サービス	概要
居宅介護	障がいのある人の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、相談、援助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者や重度の知的障がい、精神障がいのある人で、常に介護が必要な障がいのある人に、自宅で入浴・排泄・食事などの介護から外出時の介護までを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄や食事等の介護、その他外出する際に必要な援助を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動する際に困難が伴い、常に介護を必要とする障がいのある人に対して、行動するときの危険を回避する援助や外出時の介護を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な障がいのある人の中で、四肢麻痺などのため介護の必要性が非常に高いと認められた人には、居宅介護や生活介護、行動援護、共同生活介護などのサービスを包括的に提供します。

① 訪問系サービスの実績と見込量

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人分	95	88	89	100	105	110
	時間分	1,302	1,179	1,265	1,480	1,520	1,560
重度訪問介護	人分	3	4	4	4	4	4
	時間分	653	652	750	750	750	750
同行援護	人分	3	3	3	4	5	6
	時間分	9	10	12	12	13	14
行動援護	人分	6	6	6	7	7	7
	時間分	51	43	46	60	60	60
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	1	1	1
	時間分	0	0	0	24	24	24

人分：年間の利用者数（実人数）。令和5年度は見込値。
時間分：1月当たりの延べ利用時間。令和5年度は見込値。

② 実施の方向性

訪問系サービスは、在宅の障がいのある人の日常生活を支えるサービスとして、また地域移行を進める観点でも、その量と質の確保が重要です。

一人ひとりの状況に応じたサービス量と質を確保できるよう、各事業所と連携を強化し、体制整備を進め、利用促進に努めます。現在、利用のないサービスについては、地域自立支援協議会、相談支援事業所を通じてサービスの周知を行います。

また、難病患者や高次脳機能障がいのある人の在宅生活について、国や県の施策動向を踏まえ、その支援の充実を図ります。

(2) 日中活動系サービス

サービス	概要
生活介護	常に介護が必要な障がいのある人に対して、昼間に障がい者支援施設で入浴・排泄・食事などの介護や創作的活動、生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	身体に障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、有期限の支援計画に基づき、身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練などの支援を行います。
就労選択支援	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適正等に合った選択ができるよう支援を行います。
就労移行支援	一般企業の雇用に向けた移行支援で、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練や、職場実習などの訓練を行います。
就労継続支援 A型	事業者と雇用関係を結び、就労機会の提供、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援 B型	雇用関係を結ばず、一定の賃金水準に基づく就労機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上を図る訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援などをを利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援します。
療養介護	医療を必要とする障がいのある人で常に介護が必要な人に対して、昼間に病院で機能訓練、療養上の管理、看護、介護などを行います。
短期入所	居宅において介護する人が疾病等の理由により一時的に介護ができない場合に、短期間、夜間も含めて施設に入所し、食事や入浴、排せつの介護等を行います。

① 日中活動系サービスの実績と見込量

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活介護	人分	96	94	97	100	102	104
	人日分	1,797	1,738	1,792	1,850	1,895	1,940
自立訓練 (機能訓練)	人分	0	0	0	1	1	1
	人日分	0	0	30	22	22	22

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練(生活訓練)	人分	5	2	1	6	7	8
	人日分	88	42	50	90	110	130
就労選択支援	人分	-	-	-	1	2	3
	人日分	-	-	-	5	6	7
就労移行支援	人分	8	12	10	10	15	20
	人日分	138	104	140	140	150	160
就労継続支援A型	人分	64	67	70	70	72	74
	人日分	1,227	1,260	1,320	1,320	1,330	1,340
就労継続支援B型	人分	64	91	93	95	96	97
	人日分	1,460	1,471	1,375	1,460	1,480	1,500
就労定着支援	人分	4	4	5	5	6	7
	人分	6	6	6	6	6	6
短期入所(福祉型)	人分	13	11	8	26	27	28
	人日分	23	17	6	100	105	106
短期入所(医療型)	人分	1	3	2	4	4	4
	人日分	3	3	1	15	15	15

人分：年間の利用者数（実人数）。令和5年度は見込値

人日分：1月当たりの延べ利用日数。令和5年度は見込値

② 実施の方向性

日中活動系サービスは、障がいのある人の現在の活動を支え、また、将来の自立に向けた活動を支援するサービスであり、様々な障害特性や状況に応じたサービスが提供できる体制が必要です。

生活介護については、引き続き関係機関と連携しながらサービスの充実に努めます。

就労継続支援については、引き続き関係機関と連携しながら継続し、サービス提供の充実を図ります。さらに、障がいのある人が安心して就労し、継続できるよう、関係機関や地域自立支援協議会等と連携を図りながら、ネットワークの形成に努めるとともに、就労後の相談支援等のフォローオン体制の充実を図ります。

短期入所サービスは、令和5年度新規事業所は1か所増加となっており、介護者の状況変化に応じて利用ニーズが高いサービスであるため、今後も地域ニーズを把握しながら、サービスの量と質の確保に取り組みます。

医療的ケアが必要な人の利用についても市内関係機関と連携して、支援体制の充実に取り組みます。

(3) 居住系サービス

サービス	概要
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいのある人や精神障がいのある人などについて、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人への理解力、生活力等を補う支援を行います。
共同生活援助	障がいのある人が共同生活をしている住居において、主に夜間に相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所している人に、主に夜間に入浴・排泄・食事などの介護を行います。

① 居住系サービスの実績と見込量

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人分	0	0	0	1	1	1
共同生活援助	人分	48	43	43	44	45	46
施設入所支援	人分	43	42	42	42	41	40

年間の利用者数（実人数）。令和5年度は見込値

② 実施の方向性

「共同生活援助」は親亡き後も、障がいのある人が仲間と共に必要な支援や介助を受けながら、住み慣れた地域で生活できる場として、今後も利用は高まっていくことが予想されます。令和5年度には重度の障がい者にも対応可能なグループホームが1か所開設、今後も切れ目のない支援を継続するため、地域での生活の場の確保に努めます。

施設入所支援については、利用量の減少も図れ、概ね継続できています。関係機関と連携しながら、地域移行の充実や対象者への適切なサービス提供が図れるよう努めるとともに、事業者や障がい者団体等と連携し、地域への理解促進を図ります。

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス	概要
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用する人の心身の状況や環境、サービス利用の意向などを踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせを検討し、サービス等利用計画を作成します。
地域移行支援	病院や施設から地域生活に移行する人を対象に、住居の確保などの活動を支援します。
地域定着支援	地域生活に移行した人が安定した生活を送れるよう、緊急事態の相談などに対応します。

① 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援の実績と見込量

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人分	107	95	112	115	120	125
地域移行支援	人分	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人分	5	7	5	3	4	5

年間の利用者数（実人数）。令和5年度は見込値

② 実施の方向性

令和4年に相談支援事業所が1か所設置し、サービス利用の増加や多様化する相談への対応の充実を図りました。今後もサービス利用の増加や多様化する相談への対応に相談支援の需要は高くなっています。引き続きセルフプランへの支援の充実や相談支援事業所の整備に取り組みます。

相談支援はすべての障がい福祉サービス利用者が利用するものであり、その内容は利用者の暮らしに大きく関わるため、きめ細やかな配慮が求められます。そのため、相談支援事業者と連携をさらに強化し、相談員育成の支援やスキルアップに努めます。

地域移行支援については、医療機関、保健福祉、基幹相談、一般相談事業所との連携を図り、ニーズの把握、サービス提供の充実に取り組みます。

4 地域生活支援事業の見込み量及び確保方策

サービス	概要
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
相談支援事業	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいや精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を支援します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、その他の障がいのため、意思疎通を図るために支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援を行います。
日常生活用具給付等事業	障がいのある人等に対し、日常生活を便利に、また容易にするために必要な自立生活支援用具等の給付または貸与を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人との交流活動の促進、広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、社会参加を促進するため、外出の支援を行います。
地域活動支援センター事業	障がいのある人に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

(1) 地域生活支援事業（必須事業）

①実績と見込量

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業							
障害者相談支援事業	箇所	2	2	2	2	3	3
地域自立支援協議会	設置の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	設置の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	設置の有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	人	6	8	10	11	12	13
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	56	23	32	45	45	45
手話通訳者設置事業	件	1	1	1	1	1	1
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件	6	2	1	5	5	6
自立生活支援用具	件	1	5	5	5	5	6
在宅療養等支援用具	件	4	5	7	5	5	6
情報・意思疎通支援用具	件	8	2	3	5	5	6
排せつ管理支援用具	件	970	915	940	950	960	970
住宅改修費	件	2	3	1	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業	人/年	11	6	10	15	15	15
移動支援事業	人/年	29	23	20	25	25	25
	時間/年	1,091	1,419	1,480	1,550	1,550	1,550
地域活動支援センター事業	箇所	1	1	1	1	1	1
	人/年	80	76	67	70	75	80

令和5年度は見込値

② 実施の方向性

- 平成30年10月より基幹相談支援業務を市トータルサポートセンターに付与し、専門職を配置しています。地域における重層的な相談支援体制の整備を行うとともに、引き続き支援困難事例への専門的な対応や助言、専門職への人材育成を行っていきます。また、地域における地域移行等の支援体制づくりとして関係機関との連絡会を開催します。その中で地域課題を洗い出し、地域自立支援協議会の参画により地域課題の共有、解決に努めます。
- 意思疎通支援事業では、聴覚等に障がいのある人の社会参加や自立のため、申請に基づき手話通訳者や要約筆記者を派遣しています。また、障害者総合支援法に基づき、市主催の講演会等において、手話通訳者や要約筆記者の派遣及び磁気ループ（聴覚等に障がいのある人の聞こえを支援する装置）の設置を推進します。今後も制度について広く周知とともに、聴覚等に障がいのある人の情報保障に努めます。
- 成年後見制度利用支援事業は、権利擁護センターへの委託により事業実施しています。引き続き、制度について周知を図るとともに、障がいのある人自身の権利を守るために正しい利用につなげていくよう努めます。また、障がいのある人への虐待の防止や早期発見のため、研修会開催や関係機関との連絡調整等を実施します。

（2）地域生活支援事業（任意事業）

① 実績と見込量

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	箇所	15	15	15	16	16	16
	人/月	15	12	19	20	21	22
障害者等訪問 入浴サービス事業	人/月	0	0	0	1	1	1
社会参加促進事業							
声の広報等発行事業	種類	1	1	1	1	1	1
自動車運転免許取得 ・改造助成事業	件/年	2	1	2	3	3	3

令和5年度は見込値

② 実施の方向性

- 日中一時支援事業では、引き続き事業所や利用者に制度の趣旨を説明し、利用者の公平性が保てるよう実施事業所と連携を取りながら実施するとともに、利用希望者がニーズに応じて利用できるように事業所の増加に向けて働きかけ等を行います。
- 自動車運転免許取得・改造助成事業では、障がいのある人の運転免許取得や、障がいのある人や家族の自動車改造助成を行っています。引き続き制度の周知を図り、適正な利用につなげていきます。

第3期障がい児福祉計画

1 第2期障がい児福祉計画の成果目標の達成状況

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

項目	実績
【目標値】 令和5年度末における児童発達支援センターの設置	設置済
【目標値】 令和5年度末における保育所等訪問支援の利用できる体制の構築	構築済
【目標値】 令和5年度末における、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	未設置
【目標値】 医療的ケア児支援のための協議の場 令和5年度末における、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	設置済
【目標値】 令和5年度末における、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	設置済

成果目標の達成状況

- 平成29年度より、医療的ケア時の支援についての協議の場を地域自立支援協議会に設置し、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関等と連携を行い、ニーズの把握や支援体制の検討を進めています。基幹相談支援にコーディネーターを配置し、関係機関等との連携に努めました。
- 令和3年度放課後等デイサービス1か所、令和4年度児童発達支援1か所、放課後等デイサービス2か所、令和5年度児童発達支援1か所の新規障害児通所事業所の確保につながり、支援体制の充実は図れましたが、目標としていた重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保については未設置でした。引き続き、圏域との連携も含めて支援体制の充実ができるよう働きかけを行うことが必要となっています。

2 成果目標と活動指標

児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の成果目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度を目標年度として設定します。

また、成果目標を達成するための活動指標となる、計画期間の各年度における取り組みの量を定めます。

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

	国的基本指針
児童発達支援センターの設置	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本
保育所等訪問支援を利用する体制構築	令和8年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を基本
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	令和8年度末までに、各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	令和8年度末までに、各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本
医療的ケア児支援のための協議の場	令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本

成果目標	
令和8年度末までに児童発達支援センター設置	設置済
令和8年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	構築済
令和8年度末までに市内又は重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	圏域で1か所以上
令和8年度末までに市内又は重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	圏域で1か所以上
令和8年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場	設置済
令和8年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人

活動指標		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	1	1	1	1
ペアレントメンターの人数	人	4	4	4	4
ピアサポートの活動への参加人数	人	3	4	5	

目標実現に向けた取組

発達障がいへの対応や保護者支援のニーズが高く、引き続き障がい児の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターや重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保していきます。

巡回支援相談、専門相談等支援を継続し、発達障がい児者への地域支援体制に取り組みます。コーディネーター等の配置により、関係機関との連携の充実と身近な場所での本人・家族支援の充実を継続します。

また、医療技術の進歩等を背景として、医療的ケア児の数が増加する中で、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を活用するとともに、基幹相談にコーディネーターを配置し、連携強化に努めます。

3 障害児福祉サービスの利用状況と利用見込み

サービス	概要
児童発達支援	障がいのある未就学の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	上下肢または体幹の機能の障がいのある児童に、児童発達支援と治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対して、授業の終了後または学校の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がいがあり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における動作指導、知識技能訓練などを行います。
障害児相談支援	障がい児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を利用する前に、適切なサービスが総合的かつ効果的に提供されるように、計画を作成します。

① 障害児福祉サービスの実績と見込量

サービス名	単位	実績値			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人分	94	94	93	100	103	106
	人日分	574	522	556	600	618	636
医療型児童発達支援	人分	0	0	0	1	2	3
	人日分	0	0	0	1	2	3
放課後等デイサービス	人分	195	227	243	260	267	270
	人日分	1,521	1,816	1,967	2,050	2,120	2,180
保育所等訪問支援	人分	5	5	6	9	10	11
	人日分	6	6	11	14	16	18
居宅訪問型児童発達支援	人分	0	0	0	1	1	2
	人日分	0	0	0	2	2	3
障害児相談支援	人分	28	36	58	60	65	70

各年度3月分まで(令和5年度のみ見込み)の1月当たり平均

② 実施の方向性

- 児童発達支援については、平成28年度に児童発達支援センターの開設があり、サービスの提供の充実に努めていますが、引き続き障がいの特性に応じた専門的支援の提供が継続できるよう図ります。
- 放課後等デイサービスは、サービス事業所の療育内容の充実や発達障がい児への支援、保護者支援について、児童発達支援センターや地域自立支援協議会と連携し、研修等の実施や情報共有を行い、サービスの質の向上を図ります。
- 保育所等訪問支援では、実施事業所の設置により、対象児童のサービス利用の増加にもつながり、利用率も増えています。引き続き、保健・福祉・教育との連携により、必要な児童への支援の充実に努めます。
- サービス利用の増加や多様化する相談への対応に相談支援の需要は高くなっています。令和5年度に1か所新規事業所の整備につながりましたが、引き続きセルフプランへの支援の充実や相談支援事業所の整備に取り組みます。
基幹相談等と連携し、セルフプランの検証を通じて適正なサービス支給に取り組みます。
- 障害児相談支援の質の向上として、基幹相談及び地域自立支援協議会と連携し、意見交換会や研修の機会を通じて、専門員の人材育成に努めます。

1 計画の円滑な推進に向けて

(1) 計画の推進

計画の基本理念の実現に向けて、市の広報紙やホームページ等を活用し、計画の周知を図ります。市民や地域との協働、各関係機関とのネットワークを構築し、計画を推進します。

また、計画を円滑に推進していくために、福祉課を中心として、計画の進捗状況を管理・評価し、庁内関係各課等と連携を図り、適正に計画を推進します。

(2) 国及び県、関係機関との連携

計画の円滑な推進にあたっては、国及び県の動向を踏まえた適切な展開施策を図るとともに、広域的なサービス調整や効果的な課題や共通する問題に適切に対応できるよう連携を図ります。

また、保健・医療・福祉・教育・労働等広範な分野にわたる総合的な施策の展開については、障がい者団体、サービス提供事業者、医療機関、民生委員・児童委員、ボランティア、社会福祉協議会、企業等の関係機関との連携を密に図り、計画を総合的に推進します。

(3) 効率的な行政運営と行政能力の向上

瀬戸内市行政改革大綱に基づき、各施策・事業の推進においては、コスト意識・マネジメント意識を持って、「行政運営から行政経営へ」を徹底し、事業等の「量」的見直しを行うとともに、「質」的向上に努めます。

(4) 計画の進捗管理

本計画の実施状況については、地域自立支援協議会において、当事者や障がい者団体、障害福祉サービス事業所、市担当部署等からの意見を参考にしながら、事業内容やサービス見込量の達成状況、地域生活への移行状況等についてP D C Aサイクルのプロセスによる分析・評価を行い、次期計画に反映していきます。

また、障害福祉サービス等の実態や国・県の動向、近隣の市町の実施状況なども踏まえながら計画評価の検討をしていきます。

点検・評価の手順（P D C Aサイクルのプロセス）

①P l a n (計画) ➔ ②D o (実行) ➔ ③C h e c k (評価) ➔ ④A c t i o n (改善)

資料編
